

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 若林 かずみ

年 月 日	令和5年5月29日等				
表題	若林かずみ 公式サイト				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	プロフィールや寄付、後援会等のお願いを除き50%とした				
内容	ブログで県政報告の発信やお問合せフォームにより要望の収集				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費5月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	2
	振込手数料	三菱UFJ 銀行	220円		2
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費6月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	7
	振込手数料	三菱UFJ 銀行	110円		7
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費7月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	65
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費8月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	17
	振込手数料	三菱UFJ 銀行	110円		17
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費9月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	20
	振込手数料	三菱UFJ 銀行	110円		20
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費10月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	28
	HP作成サービスセミ オーダープラン管理 費11月分	イチニ 株式会社	13,200円	月額定額	29
振込手数料	三菱UFJ 銀行	110円		29	

	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 12 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	37
	振込手数料	三菱 UFJ 銀行	550 円		37
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 1 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	38
	振込手数料	三菱 UFJ 銀行	110 円		38
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 2 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	55
	HP 作成サービスセミ オーダープラン管理 費 3 月分	イチニ 株式会社	13,200 円	月額定額	56
	合計 146,520 円 ※ 50% 充当 73,260 円 (振込手数料含む)				
備考	ホームページアドレス : https://kazumi-wakabayashi.com/ 添付資料 : 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

覚書

若林かずみ（以下「甲」という。）とイチニ株式会社（以下「イチニ」という。）は、甲イチニ間の別紙1「ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約」
[<https://form.run/@vonnector-hp-semiorder>]（以下「本規約」という。）を条件とする契約（以下「本契約」という。）に関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。以下、本覚書で使用される用語の定義は、別段の定めがないかぎり、本規約の定義に従うものとする。

第1条（本覚書の目的）

本覚書は、甲が本契約に基づき本サービスを利用するにあたっての条件等を明確にすることを目的とする。

第2条（サービスの内容：本規約第4条）

本規約第4条に定めるイチニが甲に対して提供する本サービスの具体的内容は [<https://vonnector.jp/senkyo/homepage/>]「ホームページ制作サービス（セミオーダープラン）ウェブサイト」（以下「本件資料」という。）の通りとする。

第3条（サービスの料金及び支払方法：本規約第5条）

- 1 甲がイチニに支払う本サービスの利用料金のうちホームページ制作サービス（セミオーダープラン）の利用にかかる料金（以下「制作費」という。）は、29万8千円（税別）とする。ただし、甲が本件資料にあるオプションサービスも依頼する場合は、甲は、制作費とオプションサービス料の合計金額を支払うものとする。イチニは制作に着手する前に制作費及びオプションサービス料を甲に請求し、甲は翌月末日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。なお、制作の着手は、イチニが甲による支払の確認後、制作に必要な情報が揃ってからとする。
- 2 甲がイチニに支払う報酬のうち管理にかかる料金（以下「管理費」という。）は、月額1万2千円（税別）とする。イチニは、当月分の管理費を甲に請求し、甲は、請求書記載期日までに、イチニの指定する金融機関口座に支払うものとする。
- 3 前各項の本サービスの利用料金の支払に必要な振込手数料は、甲の負担とする。

本覚書成立の証として、(1)本書を2通作成し、各当事者記名押印若しくは署名のうえ各1通を保管し、又は(2)本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2022 年 8 月 18 日

甲（住所）

（名称）

若林かずみ

イチニ（住 所） 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

（名 称） イチニ株式会社

代表取締役 高畑 卓



ホームページ制作サービスセミオーダープラン利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する「ホームページ制作サービス「セミオーダープラン」」（以下「本サービス」といいます。）について、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する方は、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、ユーザーと当社との間に生ずる、本サービスの利用に関わる一切の権利義務関係を定め、その一切の關係に適用されるものとします。

第1条（定義）

本規約において、各用語を次のとおり定義します。

(1) 「ユーザー」とは、政治家等で、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれを承諾した方をいいます。

(2) 「政治家等」とは、公職選挙法における公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。））又は政党その他の政治団体（以下「政治団体」といいます。）をいいます。

第2条（規約への同意）

ユーザーは、本規約の全ての記載内容に同意し、当社の定める方法で本サービスの利用申込みを行い、当社がこれに承諾した場合に、本規約を契約条件とする契約（以下「本契約」という。）が成立し、本サービスを利用することができます。なお、当社は、当社の裁量により、本サービスのご利用を拒否する場合があります。

第3条（規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、変更後の本規約の効力発生時期以降にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続きをとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとします。

第 4 条 (サービスの内容)

ユーザーは、当社が定める範囲において、当社又は当社が委託した第三者を通じて、本サービスの提供を受けることができます。なお、本サービスの内容は次の各号に掲げるとおりです。

- (1) ホームページ（以下「本ホームページ」といいます。）の作成・運用
- (2) 本ホームページのドメインの取得・管理
- (3) ユーザーのメールアドレスの作成・管理
- (4) その他当社が定める上記各号に付随するサービス

第 5 条 (サービスの料金及び支払方法)

1. 本サービスの利用料金は当社が別途定めるとおりです。
2. ユーザーは、当社の指定する方法により、当社指定の期日までに、本サービスの料金を支払うものとします。

第 6 条 (本サービスの期間)

1. 本サービスの契約期間は、6 か月とします。ただし、当該期間満了の 1 か月前までにユーザーから当社に対し本サービスの利用終了を求められなかった場合、当社からユーザーに対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件で 1 か月間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、ユーザーが法令、又は本規約の定め違反した場合、ユーザーの本サービスの利用を終了させることができるものとします。また、ユーザーが契約期間の途中で、本サービスの利用の終了を申し出た場合、本サービスの提供は終了します。これらの場合、当該ユーザーは前項に定める契約期間の料金全額について、その支払いを拒絶できず、また、当社は当該ユーザーに対し受領済みの料金の返金をせず、本サービスの利用終了による損害について本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。
3. 本ホームページの利用及び公開をすることができるのは、本サービスの契約期間内のみ

であり、本サービス終了後、本ホームページ上のデータや、本ホームページのドメイン利用権について、当社はユーザーに譲渡又は提供しないものとします。

第7条（素材提供）

1. 本ホームページは、当社が定める方法によりユーザーが提供した素材（以下「本素材」といいます。）を利用して、当社又は当社が委託する第三者が作成又は更新するものとし、ユーザーはこれに同意します。

2. ユーザーは、本素材について、当社に対し、次の利用を無償で許諾（再利用許諾権を含みます。）するものとします。

(1) 本素材を複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(2) 本素材を他の情報商材と組み合わせて、複製、転載、改変、加工、翻案、翻訳、編集、要約、公衆送信、配信（ダウンロード配信を含みます。）、頒布等すること

(3) 本素材をデータベース等に格納し、検索・閲覧に供すること

3. ユーザーは、当社による本素材の利用について、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。また、ユーザーは、本素材に第三者が権利を有するテキスト、画像等の著作物が含まれる場合には、当該第三者に著作権人格権の行使を禁じる法的義務を課すものとします。

4. ユーザーは、以下の情報を含む本素材を当社に提供してはならないものとします。本項に違反して提供された本素材に起因して、当社に損害が生じた場合、当該ユーザーは当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

(1) 当社又は第三者の財産、信用、名誉等を毀損し、又はプライバシー等をはじめとする人格的利益を侵害する情報

(2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報

(3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがらせを目的とする情報

(4) 連鎖販売取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報

(5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報

(6) 犯罪を勧誘又は助長する情報

(7) 公序良俗に反する情報

(8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報

(9) 法令の定めに違反する情報

(10) 虚偽の情報

(11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

第8条 (知的財産権)

1. 本ホームページ上の情報・データその他のコンテンツに係る著作権及びその他の知的財産権は、本素材に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、ユーザーは、それらを無断で複製、転載、譲渡、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。
2. 本素材に係る著作権は、当該ユーザーその他既存の権利者に留保されるものとします。
3. ユーザーが本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社は、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わず、当該ユーザーにおいてその損害を賠償するものとします。
4. ユーザーは自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみを本素材として当社に提供し、当社を通じて本ホームページを作成するものとします。なお、本素材を基に作成された本ホームページ上に掲載されたページに関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、ユーザーが、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとします。

第9条 (本ホームページの管理)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも本ホームページの内容の変更及びその公開の中止をすることができるものとします。
2. 当社は、前項の変更及び中止に関して本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第10条 (保証)

1. ユーザーは当社に対し、第7条第2項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していることを保証します。
2. ユーザーは当社に対し、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. ユーザーは当社に対し、本素材が、第7条第4項各号に掲げる情報を含まず、また適法なものであることを保証します。

第11条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供及びその他必要な協力をするものとします。
2. ユーザーは、当社が本ホームページに関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第12条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことによりユーザー又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

- (1) 本ホームページに係るシステム・設備等（以下、総称して「本システム等」といいます。）に瑕疵がないこと
- (2) 本システム等に瑕疵が発見された場合に、当該瑕疵が修正されること
- (3) 本システム等がユーザーの特定の目的又は用途に適合すること
- (4) 本システム等へのアクセスが正常に行われること
- (5) 本システム等が第三者の権利を侵害しないこと
- (6) 本素材が有効に保存されること、又は 消失、毀損若しくは破損しないこと
- (7) 本システム等の瑕疵、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
- (8) 本システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
- (9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、ユーザーによる本サービスの利用の結果について、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、事前にユーザーに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。ただし、当社が緊急を要しないと判断した場合には、掲示等、その他当社が適当と判断した方法により、ユ

ユーザーに予告するものとします。

(1) 本システム等の保守・点検を行う場合

(2) 本システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(3) 本システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

(4) その他当社が必要であると認める場合

2. 前項の中断又は停止により、ユーザー又は第三者に生じた損害について、当社は、本規約に定めるもののほか一切責任を負わないものとします。

第 14 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく請求があった場合、ユーザーの個人情報を開示することがあります。

第 15 条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスをはじめとする当社の提供する商品・サービス等に関する広告、宣伝等のメールを、登録されたユーザーのメールアドレス、FAX 番号、住所等に配信・送付することができるものとし、ユーザーは、あらかじめこれに同意します。

第 16 条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、本素材、本ホームページ上のページその他ユーザーから提供された情報等を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第 17 条（当社からの通知）

1. 当社は、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、ユーザーに対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。

2. 前項の方法で通知される事項は、当社が、電子メールを発信し、又は文書を発送した時

点からその効力を生じるものとします。

第 18 条（権利義務の譲渡等の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること

2. ユーザーは、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 当社は、ユーザーが前 2 項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。

4. 当社は、前項の解除によりユーザーに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（秘密保持）

1. ユーザー及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。

2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
- (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. ユーザー及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のため必要のある役職員（雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず自己の業務に従事する者をいいます。）、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとします。

4. ユーザー及び当社は、本サービスの終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第21条（損害賠償）

1. ユーザーは、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、ユーザーに対し、一切責任を負わないものとします。

3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近3ヶ月間に当社が当該ユーザーから現実に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第22条（分離条項）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部があるユーザーとの関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他のユーザーとの関係では有効とします。

第 23 条（準拠法）

本規約に基づく本契約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとします。

第 24 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 25 条（残存条項）

ユーザーが本サービス利用を終了した場合であっても、第 6 条（本サービスの期間）第 2 項及び第 3 項、第 7 条（素材提供）、第 8 条（知的財産権）、第 11 条（保証）、第 13 条（免責）、第 15 条（個人情報取扱い）ないし第 19 条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 22 条（損害賠償）ないし本条の規定は、有効に存続するものとします。なお、第 21 条（秘密保持）の規定は、本契約終了後 2 年間有効に存続するものとします。

以上

附則

2021 年 12 月 23 日 制定・施行

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)	
会派・議員名 若林 かずみ	
年 月 日	2023年6月14日
政務活動先	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉将信 内閣府特命担当大臣 ・永岡桂子 文部科学大臣 ・河野太郎 デジタル大臣
政務活動の目的	「こども政策」実施にあたっての要望書の提出
相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉将信 内閣府特命担当大臣 ・永岡桂子 文部科学大臣 ・河野太郎 デジタル大臣
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族関係政府支出を、早期に欧州先進諸国並みの対 GDP 比 3 割程度に拡大すること 2. 「こどもまんなか」行政に向けて、地方自治体における関係部局を集約・連携し、一元 的な組織体制整備を全国で進めていくための機運を高めること 3. こどもに関する専門職員の人材確保、研修体制の整備等、都道府県・市区町村でこども 施策を包括的かつ着実に展開できる体制整備を強力に推進すること。特に、保育士と幼 稚園教諭の人材確保の課題が深刻なことから、両資格を統括するような専門的な資格 のあり方を検討すること 4. こどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、自治体間における こどもの医療費負担の格差を根絶するため、未就学児までの子どもの医療費は、全国統 一的な国の医療費助成制度にすること。また、乳幼児健診機会の充実や新規新生児マス スクリーニング・新生児難聴スクリーニング検査の全国一律実施を実現すること。併せ て発達障害児や強度行動障害を有する児童・知的障害・脳性麻痺などの障害児を含む医 療的ケア児等とその家族の支援体制の整備の強化をすること 5. こどもや保護者がワンストップで総合的・継続的に支援される「こども家庭センター」 の設置に向け、都道府県と市区町村の広域連携、専門職員の配置等、先進的なモデルケ ースをつくり、横展開を図ること 6. 学校現場で生じている課題（いじめ、自殺、教員のわいせつ行為、体罰、指導死等）に 関する情報が、教育委員会に留まり表面化されず、対応されない、または遅れる事例が 見受けられる現状を解決するため、首長部局の第三者性を生かしたいじめ防止対策を 全国に展開すること 7. こども・子育てに関わる NPO や民間団体との連携について、より強力な連携体制が図 られるよう、単年度主義や煩雑で膨大な書類申請のあり方を見直し、現場の支援を阻害 することがないように努めること 8. 「書かない窓口、行かなくていい窓口」を実現するため、行政手続きをオンラインで完 結させること。そのために、国と都道府県、市区町村の個別制度や根拠法等を整理し、 期待度と実現度を明確にし、タイムスケジュールを示すこと 9. 自治体ごとで、より効果的なこども DX が図られるよう、高度な

	<p>データ処理を行うことができる人材の支援として、地域の大学、高等専門学校等での DX 人材育成、民間企業 等との人材交流の促進を推進する仕組みをつくること</p> <p>10. 自治体内においても、市長部局、教育委員会等のデータを整理・統合し、情報連携の仕組みが構築されるよう推進するとともに、NPO 連携、特に広域 NPO と地域行政との つなぎや、自治体、児童相談所、こども家庭センター、教育委員会等の組織間の情報連携も合わせた全体的な情報共有のグランドデザインを作成すること</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	こども家庭庁	新幹線（往復）	王寺～東京	30,140 円	3
	合計	30,140 円（全て政務活動）			
備考	添付資料：要望書など				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

小倉将信 内閣府特命担当大臣 殿

永岡桂子 文部科学大臣 殿

河野太郎 デジタル大臣 殿

「こども政策」実施にあたっての要望書

地方行政の現場では、こども・子育てに関する様々な要望や相談が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、医療、療育、保育、教育、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、不登校、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は尽力しているが、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。

国では、4月1日からこども家庭庁が発足したことで、こども国会といわれるほど、幅広いこども・子育て政策の議論が活発に行われ、大きく前進してきた。こども家庭庁が縦割り・横割りの弊害を乗り越え、真に Children First のこども行政を実現することが期待されている。妊娠期から切れ目なく安心してこどもを産み育てられ、またこどもがすくすく、のびのび、たくましく育っていくためのこども家庭庁の設置は、まさに我が国が抱える諸課題の解決に資するものと考えます。

今後、国、地方自治体が一丸となりこども政策を充実させていくべく、下記の事項を実施するよう強く要望する。ただし、こども政策の実施にあたっては、こども家庭庁から地方自治体への指示が重複を避け取りまとめられた状態で一元的におりてくるよう、地方自治体への負担軽減に留意すること。

記

1. 家族関係政府支出を、早期に欧州先進諸国並みの対 GDP 比 3 割程度に拡大すること
2. 「こどもまんなか」行政に向けて、地方自治体における関係部局を集約・連携し、一元的な組織体制整備を全国で進めていくための機運を高めること
3. こどもに関する専門職員の人材確保、研修体制の整備等、都道府県・市区町村でこども施策を包括的かつ着実に展開できる体制整備を強力的に推進すること。特に、保育士と幼稚園教諭の人材確保の課題が深刻なことから、両資格を統括するような専門的な資格のあり方を検討すること
4. こどもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、自治体間におけるこどもの医療費負担の格差を根絶するため、未就学児までの子どもの医療費は、全国統一的な国の医療費助成制度にすること。また、乳幼児健診機会の充実や新規新生児マスキューニング・新生児難聴スクリーニング検査の全国一律実施を実現すること。併せて発達障害児や強度行動障害を有する児童・知的障害・脳性麻痺などの障害児を含む医療的ケア児等とその家族の支援体制の整備の強化をすること

5. こどもや保護者がワンストップで総合的・継続的に支援される「こども家庭センター」の設置に向け、都道府県と市区町村の広域連携、専門職員の配置等、先進的なモデルケースをつくり、横展開を図ること
6. 学校現場で生じている課題（いじめ、自殺、教員のわいせつ行為、体罰、指導死等）に関する情報が、教育委員会に留まり表面化されず、対応されない、または遅れる事例が見受けられる現状を解決するため、首長部局の第三者性を生かしたいじめ防止対策を全国に展開すること
7. こども・子育てに関わる NPO や民間団体との連携について、より強力な連携体制が図られるよう、単年度主義や煩雑で膨大な書類申請のあり方を見直し、現場の支援を阻害することがないように努めること
8. 「書かない窓口、行かなくていい窓口」を実現するため、行政手続きをオンラインで完結させること。そのために、国と都道府県、市区町村の個別制度や根拠法等を整理し、期待度と実現度を明確にし、タイムスケジュールを示すこと
9. 自治体ごとで、より効果的なこども DX が図られるよう、高度なデータ処理を行うことができる人材の支援として、地域の大学、高等専門学校等での DX 人材育成、民間企業等との人材交流の促進を推進する仕組みをつくること
10. 自治体内においても、市長部局、教育委員会等のデータを整理・統合し、情報連携の仕組みが構築されるよう推進するとともに、NPO 連携、特に広域 NPO と地域行政とのつながりや、自治体、児童相談所、こども家庭センター、教育委員会等の組織間の情報連携も合わせた全体的な情報共有のグランドデザインを作成すること

令和 5 年 6 月 1 4 日

Children First のこども行政のあり方勉強会地方議員連絡会
代表世話人 岐阜県議会議員 長屋光征
長崎県議会議員 ごうまなみ
登録地方議員〇〇名

令和5年6月14日

こども家庭庁への要望、こども行政あり方勉強会での様子



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和5年5月～令和6年3月			
年会費名	北葛地域政策研究会 2023年度会費			
相手方	北葛地域政策研究会			
年会費支払目的	北葛城郡地域の情報収集や政策の勉強のため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 北葛城郡及び周辺地域が、活気ある住みよい地域として持続的に発展していくことを目指して、地域政策に関する研究活動を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 定期的な政策研究会の開催</p> <p>◆参加者の状況 県・市町村議会議員や経営者など</p> <p>◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	¥9,166		4
		合計 9,166円 (全て政務活動)		
備考	添付資料：会規約、研究会広報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

北葛地域政策研究会規約

1 名称

本会は、「北葛地域政策研究会」と称する。

2 目的

本会は、これから深刻化する人口減少社会においても北葛城郡及び周辺地域が、活気ある住みよい地域として持続的に発展していくことを目指して、地域政策に関する研究活動を行う。

3 活動内容

本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期的な政策研究会の開催
- (2) 必要に応じた政策提言

4 会員

会員は、地方議会議員や経営者等で本会の目的に賛同し政策研究活動に取り組むことができる者とする。

5 入会

本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し会長の承認を得るものとする。

6 退会

会員は、その旨を申し出ることにより、任意に本会を退会することが出来る。ただし、既納の会費は返還しないものとする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年間以上納入しないとき。

7 除名

会員が本会の名誉を傷つけ、あるいは目的に反する行為を行った場合には、除名することが出来る。

8 会費

会員は、会費として年額1万円を納めるものとする。

9 会長、副会長

- (1) 本会に会長を置き、任期を2年とし、再任を妨げない。また、副会長を置くことが出来る。
- (2) 会長、副会長は、総会において選出する。

10 総会

総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 活動計画及び収支予算
- (2) 活動報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他本会に関する重要な事項

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

11 事務局

本会に事務局を置き、会長が事務局長を選任する。

12 会計年度

本会における会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

附則

1 この規約は、2015年12月19日から施行する。

2 2015年度の会計年度は、12月19日より2016年3月31日までとする。

北葛地域政策研究会ニュース

大規模広域防災拠点整備と西和医療センターの移転整備について意見交換

令和5年8月18日(金)北葛地域政策研究会の第16回会合として、新知事の事業査定で見直しとなった「大規模広域防災拠点整備事業」と「西和医療センター移転整備」について、地元の市役所、役場を訪問して関係者と意見交換を行いました。

どちらも県が公式計画に明記して進めてきた事業が突然見直されるということで、これからの行政運営に大きな影響を与える事態となっています。

奈良県大規模広域防災拠点整備事業の経緯と課題

五條市に自衛隊の駐屯地誘致の動きがあり県とともに陸上自衛隊駐屯地の配置を政府に要望していた。

その後2011年の東日本大震災や紀伊半島大水害の経験を踏まえ、災害時における紀伊半島全体の後方支援拠点として、紀伊半島の中央に位置する五條市に2000メートル滑走路を有する大規模広域防災拠点の整備を県が構想した。五條市内の候補地で県が地元説明会を28回開催し、地元の理解を得て、2022年に県がゴルフ場の用地を取得するに至った。

また、2023年2月修正の奈良県地域防災計画に大規模広域防災拠点の整備と活用が明記されたところ。

今回の事業見直しで、懸念される問題として

- ・防災拠点整備とともに国道168バイパスの整備も中止されたが、これは紀伊半島の命の道として必要な道路整備である。
- ・県が買収した土地は、ゴルフ場としての利用が終わっており、周囲の農地に害虫や獣害の被害が心配される。
- ・地元住民から見て県に裏切られたという気持ちが生じてしまう。

新知事には、防災拠点到に地元が理解してくれた経緯を説明し、一度五條に来てもらいたいと伝えている。



大規模広域防災拠点事業地を遠望



左から斉藤県議、平岡市長、乾会長

五條市役所で、地元の斉藤県議とともに平岡市長や担当課の方からお話を伺った後、現地が見渡せるところに移動し周囲の集落や農地の状況などについて説明を受けました。

西和医療センター移転整備事業の経緯と課題

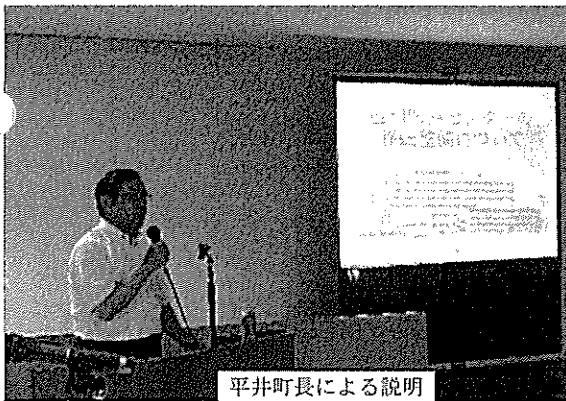
西和医療センターは当時の王寺周辺広域圏協議会が県立病院誘致活動を行い、地元が用地を取得し県に提供して誘致した県立三室病院が始まり。

地域で重要な総合病院であるが、築44年が経過し耐震性に不安もある。一般に病院の現地建替は困難であり、県の基本構想で「JR王寺駅南側地区への移転建替が効果的」とされた。

2022年に西和7町の総意として移転の要望書を提出、その後、県、病院機構、王寺町、JR西日本の4者協定を締結し、具体的に調査・検討を開始したところ。

新知事になり、移転候補地の再検討となる。その理由は、想定より狭い、地価が高い、JRの補償が高い、浸水想定区域にあたるの4点であった。

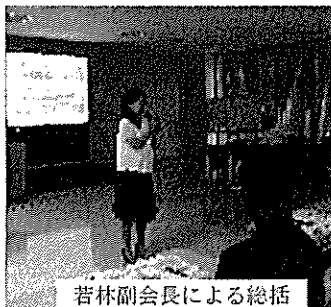
王寺町として、治水面では、久土地区全体の問題として亀の瀬を迂回する地下河川の整備を国に要望している。県は移転先検討の観点として、アクセス、敷地形状広さ、スケジュール、費用対効果の4つを挙げているが、利用者のアクセスが最重要でないか。西和医療センターの利用者は、西和7町と広陵、香芝で約9割を占め、バスや電車で直結する王寺駅南側に勝ることはないと考えられる。



平井町長による説明



王寺町平井町長を囲んで



若林副会長による総括

王寺町やわらぎ会館で、平井町長から説明を受けました。

最後に若林副会長が「医療センターの移転先は住民の関心も高い問題であり、県議会の場でも取り組んでいく」と総括して意見交換を終えました。

注：記事の内容は、研究会事務局が受けとめた内容であり、五條市及び王寺町の見解を正確に反映しているものではありません。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和5年7月12日			
年会費名	令和5年度 奈良難病連 賛助会員会費			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の方々の情報を集め県政に活かすため			
按分率の説明	すべての政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 治療法がまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をする と共に、難病についての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることを目的として、非営利活動を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年1回の総会と、研修会や啓発事業等</p> <p>◆参加者の状況 県・市町村議会議員や医療従事者等</p> <p>◆効果 県議会での活動における今後の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	賛助会員会費	¥4,583		8
		合計 4,583円 (全て政務活動)		
備考	添付資料：定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツII106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

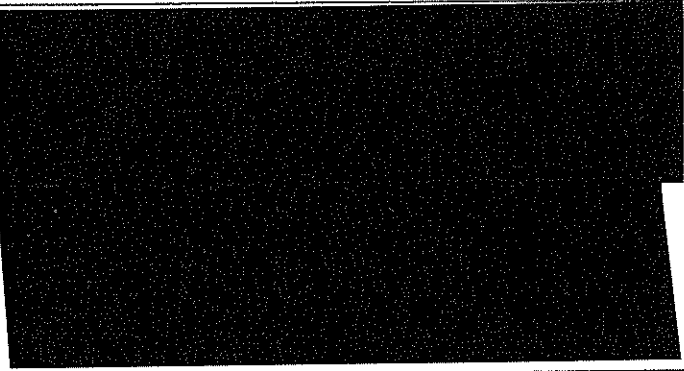
(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名	住所又は居所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和5年11月18日				
政務活動先	日台交流サミット in 台湾				
研修名	第9回日台交流サミット in 台湾				
参加者	台湾政府行政関係者、国会議員、地方議会議員、行政職員、観光業界など約400名				
参加目的	日本と台湾の愛大の経済、文化、教育などの分野における相互理解と協力。奈良県議会議員として、奈良県と台湾との交流をさらに拡大し、相互利益につながる具体的な協力計画を策定、台湾の行政関係者や地方議会議員との交流を図るため。				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	<p>日台交流サミットに参加することで、日本と台湾の間の絆を強化するとともに、奈良県議会議員として奈良県と台湾の絆も強化する貴重な機会となった。サミットでは台湾や日本全国各地から、約400名が参加し、意見交換をする機会を得ることができ、南三陸町の佐藤仁氏による講演も行われた。</p> <p>日本と台湾の経済、文化、スポーツ、技術、教育、観光、医療、福祉、防災などの各分野で交流・連携協力を絶え間なく取り組むこと等が明記された日台宣言もなされた。</p> <p>このサミットを通じて、日本と台湾、奈良県と台湾の関係強化に向け、今後も継続的な交流と協力関係の拡大を目指す。特に奈良県と台湾においては、観光交流をさらに活発化させるよう意見交換を行うことができた。</p>				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	日台サミット in 仙台	航空機	関西国際空港～仙台空港	21,860 円	66
	宿泊費	13,300 円	内訳:		24
	研修費	円	内訳:		
	合計	35,160 円 (全て政務活動)			
備考	添付資料:				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

仙台宣言

日本と台湾は深い信頼と友情で結ばれ、互いに困難を乗り越えながら不可分の関係を構築している。ここ仙台を含む幅広い地域を襲った東日本大震災において、台湾からの多大なる支援と心温まる励ましにより復興の歩みが大きく加速されたことは、被災者のみならず日本国民の心に深く刻まれている。また、コロナ禍における相互支援は、日本と台湾が共に難局に立ち向かう双方の強い意思を共有した。

日本と台湾は、今なお続くロシアによるウクライナへの侵攻に伴う国際情勢の変化により、エネルギー価格の高騰、食料安定供給、地域の平和と安全保障など、共に乗り越えるべき様々な課題を共有するとともに、我々の主権に対する如何なる外圧、暴力や侵奪にも断固として屈せず、日台両国のいづれかにも危機があった場合も、それを自らの危機と捉えて手を携えることが肝要である。

日本と台湾の国民は、故安倍晋三元総理と蔡英文総統の「絆と連携」が日台両国民の友好を最大級に深めたように、平和を尊び、法の支配を尊重し、自由と民主主義と人権といった価値観を共有し、交流を通じた日台両国のさらなる深化・発展と、国際社会におけるプレゼンスの向上が、日本と台湾双方に国益をもたらし、人類福祉の向上と世界平和に貢献すると確信し、日本政府に以下の提言をする。

1. 日本と台湾は、経済、文化、スポーツ、技術、教育、観光、医療、福祉、防災などの各分野で交流・連携協力を絶えず取り組むこと。
2. 日台の外交及び安全保障並びに国際社会の平和と安定のため、国民保護の観点から両政府間で高いレベルな政治対話を行うとともに、「日台関係に関する基本法」を速やかに制定すること。
3. 台湾は、金融、産業、観光、航路、防疫等の面でハブを担う存在であることを踏まえ、第26回日台関係閣僚会議(2758号決議)が台湾を国際社会から排除するものではないという認識に立って、台湾が世界保健機構(WHO)、国際民間航空機構(ICAO)、国際刑事警察機構(ICPO)などの国際機関や国際的な枠組みである国連システムへの一日も早い加盟を実現するために、あらゆるチャネルを活用し、日本によるさらなる働きかけを行うこと。
4. 環太平洋パートナーシップ協定に関する包括的・先進的な協定(CPTPP)への台湾の早期加入は日本政府は台湾の加入を認めるとともに関係国への働きかけを強化すること。
5. 今後発生する災害等に対して、日本と台湾は相互に協力を乗り越えることで、両国民の安全・安心の確保と国際社会への貢献を果たすこと。

以上の提言の実現に向けて、各議会の議員連盟をはじめとする「第9回日台交流サミット in 仙台」に参加した我々各委員は、これまで以上に日台交流に邁進し、日台親善の友好の絆を永遠につなげていくことをここに重言する。

令和5年11月18日

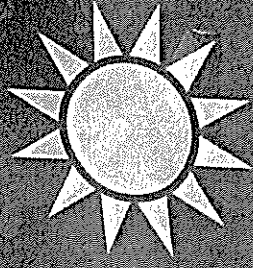
第9回日台交流サミット in 仙台

主催/日台交流サミット in 仙台実行委員会

共催/全国日台友好議員協議会

日台交流サミット in 仙台実行委員会事務局

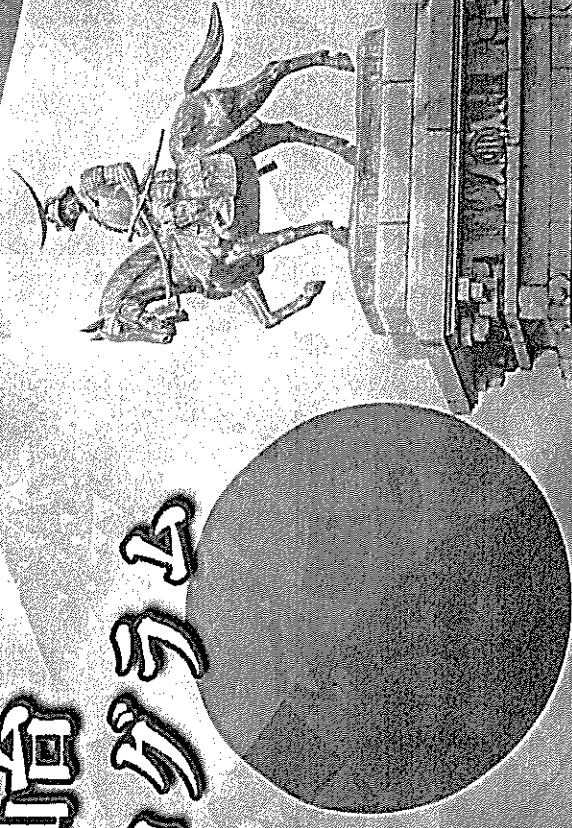
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市議会自由民主党内



全国日台国際交流大会

第9回 日台交流サミット

in 仙台 プログラム



開催日：2023年11月18日(土)・19日(日)
会場：仙台国際ホテル

全国旧台国際交流大会

第9回 日台交流サミット in 仙台

2023年11月18日(土)

第1部 交流サミット

司会 日台交流サミット in 仙台実行委員会
高橋 卓誠

15:00 開会宣言 石川光次郎

国歌斉唱 (日本・台湾) 日台交流サミット in 仙台実行委員会 実行委員長
宮城県議会 日台議員連盟 会長

開会挨拶 西澤 啓文 仙台市議会 日台友好議員連盟 会長・大会 会長

台湾代表挨拶 藤田 和秀 全国日台友好好議員連盟 会長

基調講演 頼 清徳 中華民国 閣僚 総統

(演題)「多謝!台湾!台湾への感謝と絆を次の世代へ」 謝 長廷 台北駐日経済文化代表処 駐日 代表

講師/宮城県 南三陸町長 佐藤 仁

15:30 全国日台友好議員協議会報告 遠藤富士雄

全国日台友好好議員協議会 理事長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

次回開催都市挨拶 橋本 啓一 宮南市議会 議長

第一部閉会 高橋 伸二

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

日台交流サミット in 仙台実行委員会 事務局長

第2部 歓迎交流会

司会 日台交流サミット in 仙台実行委員会
遠藤 隼人 / 田村 勝

18:00 開会 歓迎アトラクション

伊達武将隊

すずめ踊り

西澤 啓文

古屋 圭司

村井 嘉浩

郡 和子

小野寺五典

藤田 和秀

郭 鴻儀

菊地 恵一

橋本 啓一

佐々木幸士

乾杯

第二部閉会

18:35

20:00



伊達武将隊



すずめ踊り

宮城県内調査結果

- 宮城県内視察コース (※大会前日から)
 - 11/17 (金) 仙台国際ホテル=松島:瑞巖寺 見学 (李登輝先生句碑)=庄屋=東松島町防災備蓄倉庫・視察 (歴米の森運動公園内)=石巻市復興祈念公園 (献花) ……みき東日本大震災津波伝承館・視察……釜淵橋
 - 11/18 (土) 石巻=南三陸病院 (車窓)=南三陸町3.11メモリアル視察……南三陸さんさん商店街 (見学・自由昼食)=仙台国際ホテル
 - 仙台市内視察コース
 - 11/19 (日) 仙台国際ホテル=次世代放射光施設「ナノテラス」・見学=伊達政宗公霊屋「瑞鳳殿」見学
- ※18:00~ 会任:石巻市内夕年会会任にて (石巻 泊)
- ※ナノテラスの見学は3期に分かれて入館となりますので、期ごとに15分程度の観覧となります。

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 若林 かずみ					
年 月 日	令和5年11月13日				
表題	ボネクタ議会・政務活動				
対象者	県民				
開設目的	政治活動の発信や要望を集めるため				
按分率の説明	県政報告ナビと同率按分とした				
内容	ブログで県政報告の発信、全国地方議員勉強会のアーカイブ、地方議会議事録横断検索機能、世論調査メールマガジンで地方議員に何を求められているかを把握し、政務活動、議会活動に活用				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ボネクタ議会・政務活動プラン	イチニ株式会社	58,410円	11,682×5 ヵ月	25
	合計 58,410円 ※92.3%充当 53,912円				
備考	添付資料：金額、内容のわかるもの https://vonnector.jp/gikai/				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

料金について

政治活動部分と政務活動部分を整理し、料金も切り分けました。

— その他オプションメニュー —

プラン	料金	政治活動費分 (実質負担額)	政務活動費充当可能分 <small>※按分比率等により変更</small>
都道府県	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
政令指定都市	11,800円(税抜)	1,180円(税抜)	10,620円(税抜)
特別区	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
中核市	8,300円(税抜)	830円(税抜)	7,470円(税抜)
一般市	6,400円(税抜)	640円(税抜)	5,760円(税抜)
町	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)
村	3,900円(税抜)	390円(税抜)	3,510円(税抜)

更新作業代行サービス

月額 12,000円 ～ ※複数プランあり

広報広聴仕様のネット広告

バナー画像・YouTube動画・SNS配信
サブスクプラン、スポット広告も

Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者となることが可能とする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本規約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約にない、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができません。
- 「本規約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本規約は、変更後の本規約が適用されるものとなります。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

- 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他の当社所定の方法により会員に周知するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内に会員が解約の手続きをとならなかった場合、当該会員は本規約の変更同意したものとします。

第3条（会員登録）

- 会員は、当社が定める方法に従って、（本サービスに複数のプランがある場合）本サービスにおけるプランを選択した上で会員登録を行い、アカウントを利用することにより、選択したプランに応じた条件の下、本サービスを利用することができます。会員は、会員登録申請時に政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体である者に限定されますが、これが虚偽であった場合又は当該地位を喪失した場合であっても、当該会員は、これをもって本規約の効力に主観することはできません。
- 会員は、当社が会員登録の申込みを承諾し、会員登録が完了したときに、本規約が成立し、会員登録を取得します。なお、当社は会員登録の申込みを当社の裁量において拒否することができ、その理由については公開しないことができます。
- 会員は、登録情報のすべての項目に関して、虚偽の情報を提供してはならないものとします。
- 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行うものとします。
- 会員は、前項の届出を怠った場合、本規約に基づく利益を受けられないことがあることにあらかじめ同意します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 当社が会員登録時及び登録情報変更時に会員から取得した個人情報、当社の個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとしします。

第4条（アカウントの管理）

- 会員は、アカウントの不正使用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を負うものとします。
- 会員は、自ら指定した政治団体へのみアカウントを貸与することができ、当該政治団体はその政治活動の一環として本サービスを利用することができます。
- 会員は、アカウントを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をし、又は使用させてはなりません。
- 会員は、アカウントを第三者に使用させてはなりません。
- 会員ページへのアクセスのために送付されたID及びパスワードが会員のアカウントとして登録されたものである場合には、当社は、当該アクセスを当該会員によるものとして取り扱います。当社は、アカウントの不正利用、不十分管理又は利用上の誤りにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとしします。
- 会員は、アカウントが第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、当社に直ちにその旨を連絡するものとしします。

第5条（本サービスの料金）

- 本サービスの料金及びその支払方法は、当社が別途定め、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- 当社は、本サービスの内容、料金その他の条件を変更すること、及び、本サービスについて新たに有料サービスを設けることができます。
- 会員が、本サービスのうちその所属・地位（立候補予定を含む。）に応じて料金が決定される有料

ものとし、

第 11 条 (広告の掲載等)

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第 12 条 (提携先)

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなる場合があります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限られるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができます。
4. 当社は、前 3 項で定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとし、
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとし、

第 13 条 (保証)

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自ら「事業者」（消費者契約法第 2 条第 2 項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第 10 条第 1 項で定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項で定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第 14 条 (掲載等の中止)

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができます。
 2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとし、
- #### 第 15 条 (第三者からの問い合わせ、クレーム等)
1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとし、
 2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとし、

第 16 条 (禁止行為)

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとし、
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名譽若しくは信譽を毀損する行為

- (6) 詐欺等の犯罪及び犯罪に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- (7) 当社又は第三者のデータ等を、改ざん、消去等する行為
- (8) 自分以外の者の個人情報により登録手続を行う等、他人又は実在しない人物になりすます行為

第 17 条 (虚偽の事項を記載する行為)

- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムやコード等をアップロード、投稿若しくは送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
 - (10) 当社の運営を妨げ、又は当社に不利益を与える行為
 - (11) 日本国若しくは外国の法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (12) 法令に定める掲載禁止情報を掲載する行為
 - (13) 前各号の他、本規約又は公序良俗に違反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます）を助長する目的の行為
 - (15) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われた場合、当該行為に対して何らの予告なく、会員資格の取り消しなどの措置を講じることができるものとし、
 3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、
 4. 会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、また、会員は、第 1 項各号の禁止行為を行ったことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとし、

第 17 条 (掲載禁止情報)

1. 会員は、会員ページ、本サイト、提携先のサイト等（以下「会員ページ等」といいます。）に、以下のいずれかに該当する、又はそのおそれがある情報（以下「掲載禁止情報」といいます。）を掲載してはならないものとし、
 - (1) 当社又は第三者の財産、信用、名譽等を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
 - (2) 当社又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害する情報
 - (3) 当社又は第三者に対する誹謗中傷又はいやがせを目的とする情報
 - (4) 選挙権の取引等のネットワークビジネスを勧誘又は助長する情報
 - (5) 強引に取引を勧誘することを目的とする情報
 - (6) 犯罪を勧誘又は助長する情報
 - (7) 公序良俗に反する情報
 - (8) 公職選挙法に抵触するおそれのある情報
 - (9) 法令の定め違反する情報
 - (10) 虚偽の情報
 - (11) その他、本サービスの趣旨・目的に反する、又は本サービスの円滑な運営を妨げると当社が判断する情報

2. 当社は、会員ページ等に掲載禁止情報が掲載された場合、当該情報を掲載した会員に対して何らの予告なく、当該情報の内容の変更・削除又は会員資格の取り消しを行うなどの措置を講じることができるものとし、
3. 当社は、前項の措置により会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、
4. 会員は、掲載禁止情報を会員ページ等に掲載したことにより第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとし、また、会員は、掲載禁止情報を

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。

(1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容及び不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと

(2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること

(3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること

(4) システム等へのアクセスが正常に行われること

(5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと

(6) 掲載情報が有効に保存されること、又は、消失若しくは毀損しないこと

(7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと

(8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること

(9) その他当社が明示的に保証していない事項

2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。

5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に際して会員が日本又は外国の法令に抵触した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地震、火災、ストライキ、通信停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。

6. 本サービスの利用に際し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。

2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとし、また、

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとし、

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

会員は、それらを無断で複製、転載、譲渡、転売、貸与、改変、翻案、翻訳、編集、配信、公衆送信（送信可能化を含みます。）等してはならないものとします。

2. 掲載情報の著作権は、当該会員その他の既存の権利者に留保されるものとします。

3. 会員が本サービスを利用することにより第三者の知的財産権を侵害した場合であっても、当社も、当該第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 会員は自らが著作権等の必要な知的財産権を有するか、又は必要な権利者の許諾を得た情報のみ、会員ページ等に掲載するものとします。なお、掲載情報に関し、第三者の権利侵害等の問題が発生した場合、会員は、自己の責任と費用において当該問題を解決するものとし、

第22条（本サービスの提供の中断・停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。但し、当社が緊急を要しないと判断した場合には、本サイトに掲示するなど、当社が適当と判断した方法により、会員に予告します。

(1) システム等の保守・点検を行う場合

(2) システム等の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(3) システム等の障害対策、修理、修復等を行う場合

(4) 火災、停電等の事故、地震、洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議その他の非常事態等により、本サービスの提供ができなくなった場合又はそのおそれがある場合

(5) 電気通信業者が電気通信業務の提供を中止する場合

(6) 電気通信事業法で定める重要通信を確保するために必要な場合

(7) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

2. 前項の中断又は停止により、会員又は第三者に生じた損害について、当社は、一切責任を負わないものとします。

第23条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、会員への予告なく、本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項の変更又は廃止により、会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第24条（公的機関への情報の提供）

当社は、当社の権利・財産の保護及び第三者の生命・身体又は財産の保護等の目的から必要があると判断した場合、掲載情報を裁判所や警察等の公的機関に開示・提供することができるものとします。

第25条（個人情報取扱い）

1. 当社は、本サービスの運営において、当社が定める「個人情報保護方針」に従い、個人情報を取り扱うものとします。

2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づき請求があった場合、会員の個人情報を開示することがあります。

第26条（広告宣伝メールの配信）

当社は、本サービスに関する広告、宣伝等のメールを登録された会員のメールアドレス、FAX番号、住所等に配信・送付することができるものとし、会員は、あらかじめこれに同意します。

第27条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付 (FAX 送信を含む。以下同じ。) その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとし、

第28条 (損害賠償)

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならぬものとし、
2. 当社は、当社の故意又は重大失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとし、
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去1年間に当社が当該会員から現実的に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第29条 (問い合わせ)

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合は除き、回答の義務を負わないものとし、
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとし、

第30条 (権利義務の譲渡等の禁止)

会員は、当社の意面による事前の承諾なく、本規約及び本規約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本規約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとし、

第31条 (合意管轄裁判所)

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴訟に依りて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第32条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくかつ5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者 (以下總称して「反社会的勢力」といいます。) でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用して認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係を有する企業、団体と取引等を行っていると思われる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わぬこと確約するものとし、
 - (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は欺力をを用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. 当社は、会員が前2項各号のいずれか一にでも違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要せず、直ちに会員資格を喪失させ、会員登録を抹消することができます。
4. 当社は、前項の会員登録の抹消により会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、

第33条 (秘密保持)

1. 会員及び当社は、本サービスの利用に関し、相手方から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、本サービス導入に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとし、
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

3. 会員及び当社は、秘密情報を本サービスの提供・改善のために必要のある役員 (雇用契約、委任契約又は業務委託契約等の契約形態を問わず) 自己の業務に従事する者 (以下「関係者」といいます。)、共同研究者、業務委託先、外部アドバイザー等であって秘密保持義務を負う者にのみ開示できるものとし、かつ開示目的以外の目的には使用しないものとし、

4. 会員及び当社は、本サービスの終了、本規約の解除その他の事由により本規約が終了した場合、相手方の指示に従い、秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとし、

第34条 (分離可能性)

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係が無効又は取消となった場合でも、本規約は他の会員との関係では有効とします。

第35条 (準拠法)

本規約に基づき本規約の成立、効力、履行及び解釈に関して、日本法が適用されるものとし、

第36条 (残存条項)

会員の会員登録が抹消された場合であっても、第10条、第11条、第12条第4項、第13条、第14条第2項、第15条、第16条第3項及び第4項、第17条第3項及び第4項、第18条、第19条第2項、第20条、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条第4項、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条並びに第38条の規定は、会員登録抹消後、本規約が終了後もなお (会員登録を抹消された当該者 (当該元会員) と当社の間で) 有効に存続するものとし、

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

附則

2016年11月1日 制定・施行
2018年12月4日 改定
2020年3月31日 改定
2023年9月8日 改定

第37条 (適用範囲)

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」(以下「本プラン」といいます。)を利用する会員(以下「本プラン会員」といいます。)については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費(地方自治法第100条第14項)の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」といいます。)に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付(賦分比率を含む。)について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条 (プランの変更に関する特約)

1. 本プランにかかる契約期間(第6条参照)にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続きにより本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認められた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます(以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。)。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項(以下「プラン変更事項」といいます。)に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づき本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対し当該本プラン会員は一切異議を述べることができません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議決でなくなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後その見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条 (本プランにおける免責)

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録(以下「対象議事録」といいます。)の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上

第11号様式の5 (第5条関係)

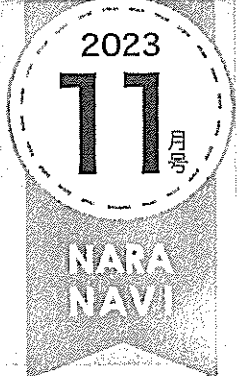
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和5年11月28日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ11月号 24,500部				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	郵送・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真等の用紙に対する割合で計算 按分率 92.3%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	128,063円	@84×347通 @73×1,335通	26
	B4チラシ印刷費	明洋社	102,410円	24,500枚×@3.8×消費 費税	27
	初回デザイン・構成費	明洋社	99,000円	2面×45,000×消費 税	27
	新聞折込	明洋社	74,250円	22,500枚×@3×消費 税	27
合計 403,723円 ※92.3%充当 372,636円					
備考	添付資料：広報誌「なら県政ナビ11月号」				

注 発行した広報紙を添付してください。



なら県政ナビ

若林 かずみ



ご挨拶

私、若林かずみは、今年4月の県議会議員選挙において、お陰様で無事に当選させていただくことができ、奈良県議会第一会派である「自由民主党・無所属の会」に所属することになりました。また、議員選出の奈良県監査委員の委嘱を受け、議会活動を行うとともに、監査委員としての仕事にも邁進しております。常任委員会は、

文教くらし委員会に所属。教育行政の他、文化、スポーツ、女性活躍などが主な所管事項です。特別委員会は、総合防災対策特別委員会に所属することになりました。これからも、北葛城郡のため、ひいては、奈良県のために、日々、邁進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



西和医療センター移転先はどこに？県が強行に決定か？

9月定例県議会一般質問及び予算審査特別委員会総括質疑において、西和医療センターの移転先について山下知事に質問しました。

西和医療センターの移転候補地については、これまで、何年にも亘って、JR王寺駅南側への移転建替の方向で検討されてきました。それが、今年4月に知事が山下氏となり、就任直後の予算執行査定において「西和医療センターの移転・再整備については、JR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて、費用対効果を比較検討し、関係者と協議の上、方針を決定

していく。このため、令和5年度は、適地の再検討の実施も含めた検討経費のみを執行し、JR王寺駅南側の用地取得に直接繋がるアクセス機能確保検討業務や補償調査業務等の経費は執行を中止する」とされました。

また、6月議会の一般質問において、同会派の小村尚己議員（生駒郡選出）から「JR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて検討していくとのことだが、今後どのような点を重視して検討を進めていかれるのか」という質問がありました。これに対する山下知事の回答は、「4つの観点で比較検討を行い、西和7町とも協議の上、適地を選定したい」とありました。

4つの観点

- 1 急性期医療を担う西和医療圏の基幹病院としてのアクセス性
- 2 効果的な利用が可能となる敷地の形状と広さ
- 3 令和13年頃の開院時期を堅持するための整備スケジュール
- 4 最少の経費で最大の効果を上げる費用対効果

その後、7月12日に西和7町の町長との意見交換を行い、知事から、見直しの経緯が説明されるとともに、移転・再整備の候補地となり得る条件が示され、各町に対し、その条件に該当する土地の情報提供を依頼されました。

山下知事からの示された、移転再整備の候補地になり得る条件

- 鉄道駅から徒歩圏内であること
- 西和7町の人口重心から近いこと
- 主要道路からのアクセスが良いこと
- 1万㎡以上の敷地が確保できること

「西和7町から候補地となりうる土地の情報提供があったのか」と質問させていただいたところ、山下知事からの回答は、「7月末時点において、平群町、三郷町、斑鳩町、河合町から計8ヶ所の情報提供をいただき、王寺駅南側を加え、合計9ヶ所。現在、県において、各町から提供いただいた情報の内容について、確認・整理・調査を実施中である」ということでした。

その他に、山下知事からは、県立病院機構との意見交換した際に、同機構から適地選定にあたり参考とすべき観点として示された内容についての答弁があり、「各町から提供いただいた情報について、早急に調査・検討を深め、西和7町や県病院機構などの関係者とも意見交換した上で、この9ヶ所の中から、移転・再整備先を確定し、早ければ、12月定例県議会において報告したい」と山下知事から回答がありました。



一般質問・一括質問時▲

やはり、JR王寺駅南側への移転が高齢者には便利！

西和医療センターは、高齢者の方々が多く利用されており、今後も、さらに多くの方々が利用されるようになります。高齢者の多くは年金生活ですので、電車やバスで王寺駅前の病院へ行って、そして、「買い物もして帰ってきたい!」「是非とも王寺駅前に西和医療センターを移設してほしい!」というご要望をたくさんいただいています。医療人材の確保という点でも、アクセスの利便性が高い方が人材確保に繋がることは言うまでもありません。

9ヶ所の候補地を比較検討するにあたっては、基準が明確でなければなりません。アクセス性については、どのように定量化されるのか知事に伺いましたが、明確な回答はいただけませんでした。

現在の利用者目線での検討が必要では？

現在の西和医療センターの利用者ですが、西和7町の他、広陵町、香芝市で、利用者全体の9割以上を占めています。そのうち、大和川の北側である生駒郡の利用者が約3割、大和川の南側である、北葛城郡、香芝市の利用が約7割となっており、大和川の南側の方に利用者が多いということも鑑みて、大和川の南側にある王寺駅前が移転候補地となったという経緯もあります。7月12日に、山下知事が西和7町に提示した条件の中に「西和7町の人口重心の近さ」を挙げておられましたが、現在の利用状況から考えると、広陵町や香芝市の利用者の利便性も考慮して移転候補地を決めるべきではないかについて知事に伺いましたが、明確な回答はいただけませんでした。

恣意的な判断にならないか？判断基準は明確か？

6月定例会で示された4つの基準の中に、「費用対効果」がありますが、9候補地に必要となる費用や効果について、どのように算出するのか。コンサルを入れずに数値化するのは容易ではないと思われま。しっかりと比較検討できないのであれば、何のために、わざわざ事業を止めてまで比較検討しているのか分かりません。また、4つの基準を総合的に判断するようですが、「総合的に判断」というような玉虫色の基準で判断されると、結

局、結果ありきだったのではないかと思われかねないのではないかと、恣意的な判断になるのではないかと。判断基準についての知事の考えを伺いました。山下知事からは「24項目の評価指標を立てており、それぞれについて5点満点で点数を付けて、総合得点が一番高いところに決定するので裁量の余地はない。」との回答がありましたが、そもそも、5点満点で採点する際に裁量の余地があり、基準としても大雑把であると思えます。

早期に西和7町に明らかにし、対話すべきでは？地元の意見は？

7月12日の知事との協議の後、西和7町には情報が入ってこない状況が続いています。比較項目が決まっているのであれば、早期に、西和7町に明らかにし、地元の意見も反映させるべきではないでしょうか？予算審査特別委員会総括質疑において、山下知事に質問しました。5点満点での評価についても、山下知事は「定量的な形で採点する」「5段階で十分」と回答。「比較の視点は県が西和7町の候補をどう評価するかという観点なので、特段、西和7町に示す必要はない」としましたが、山下知事は、これまで西和7町と協議する、一緒に考えていきたいと言ったはず。どうなっているのでしょうか？これについても、山下知事は「候補地の選定について7町から案を出していただくというステップを踏んでおり、これが一緒に考えるということにあたる」と答弁。これは一緒に考えるということなんでしょうか？結局、県が強行して移転先を決めるということなんでしょうか？

山下知事は「比較項目について何点かという採点表は出す。なぜこういう項目を設定したのかと聞かれれば、きちんと西和7町にも県議会にも説明をさせていただきたい」「県の考え方が明らかに間違っているような特殊な事情がない限りは、県が決めたところに決めさせていただく」としました。

山下知事は、一般質問の際にも、「(今回、県が実施するような)詳細な検討を経た上で王寺駅前が決まったわけではない」として、9候補地を比較検討した上で決定する手法に自信をもっているように思えます。しかし、そもそも、このように、各町に候補地を挙げさせるような手法を取れば、候補地を挙げなければ地元からの反感を買う可能性があるため、各町は候補地を挙げることになり、「我が町に病院を！」となってしま。これにより、西和7町に亀裂が走るおそれがあります。そして、それぞれが多かれ少なかれ納得できるだけの結論に至るとすれば、やはり、コンサルを入れて詳細な比較検討が必要となり、お金がかかることとなります。そして、今回の山下知事の手法のようにコンサルを入れない方法であれば、結論に疑義が生じるおそれがあり、「結果ありきだったのでは？」という疑念が生じかねません。だからこそ、西和7町を広域的に見たときに、どこが適地なのか、アクセスの利便性、利用者目線から考えて、王寺駅南側を移転候補地とした前知事の判断があったのではないかと思います。いずれにしても、現在、県による調査・検討が進められており、注視が必要です。

経過図

平成27年頃	県と王寺町との協議で「王寺駅の南側に広がる電車留置線区域を、まちづくりを活用できないか」ということが話題になり、まちづくりの中核となる機能の一つとして、病院の移転が提起された。
平成28年8月	県と王寺町とのまちづくりに関する包括協定を締結
平成30年5月	県と王寺町により「王寺駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定し、「王寺駅周辺地区のまちづくりに関する基本協定」を締結
令和4年8月	「新西和医療センター整備基本構想」が策定され、JR王寺駅南側への移転建替えが効果的と結論。
令和4年9月	西和7町及び地元自治連合会が、県に対し、JR王寺駅南側への移転にかかる要望書を提出。
同年10月	県・王寺町・病院機構・JR西日本の4者で、王寺駅周辺地区のまちづくりに関する連携協定および西和医療センターの移転整備の調査・検討等の業務を進める覚書を締結。

議会の様子



9月定例会県議会一般質問でのその他の質問

- 新西和医療センターの機能について
- 結婚支援事業について
- ギャンブル依存症対策について
- ギャンブル依存症にかかる高校生への啓発について
- 主要地方道天理王寺線長楽工区の整備について

9月定例会県議会予算審査特別委員会でのその他の質問

- 行政手続きの電子化における代理人の設置について
- 電子申請における代理申請について
- 馬見丘陵公園について
- 県庁舎の空調稼働について

9月定例会県議会議文教科らし委員会での質問

- 進学教育重点校について
- 進学教育推進校について
- ギャンブル依存症について

6月定例会県議会議文教科らし委員会での質問

- 県の結婚支援の今後の方向性について
- 本件におけるインクルーシブ保育の取組状況について
- SNS相談窓口運営事業について
- 児童生徒性暴力等相談・通報窓口について
- TNR事業について

県政で活躍する知事会にも情力的に参加



- 6/14に東京で開催「こども行政のあり方勉強会」の後、こども家庭庁訪問
- 7/19、20に東京で開催 自民党初当選研修会に出席

奈良県の行政事務に参画



- 10/10ハロバト天理地域部会に出席
- 10/21奈良県地球温暖化防止推進員のOJT研修でかくや燈まつりに参加
- 11/2、3、4 令和5年度 北方領土青少年等現地視察研修に北方領土返還要求運動奈良県県議会議員として参加(納沙布岬にて)

地元北葛城郡各地でも活動中



- 王寺町防災士ネットワーク支援部会で活動中
- 7/11委嘱式 自衛官募集相談員の委嘱を受けました
- 奈良県行政書士会副会長としても活躍中

日々是好日

毎日、ドタバタしながら頑張っている様子は、SNSで随時発信しています。是非、覗きに来て下さい！議員選出の監査委員のお仕事かどんなものか？も記事にしたかったのですが、これは次回の議会報告に掲載しようと思えます。SNSやHPなどにメッセージを入れていただくと励みになります！宜しくお願い致します！

プロフィール

若林かずみ(本名)。1967年4月29日王寺町生まれ。王寺町在住。O型。

奈良県立奈良高等学校卒。同志社大学法学部法律学科卒。同志社大学大学院司法研究科卒(法務博士)。元王寺町議会議員。特定行政書士。申請取次行政書士。ファイナンシャルプランナー。防災士。JUIDA認定無人航空機操縦士・安全運航管理者。奈良県行政書士会副会長。奈良県行政書士政治連盟幹事長。自由民主党奈良県選務調査会副会長。

若林かずみ事務所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号 TEL:080-4766-0358

各種 SNS・HP はコチラ！



第 1 1 号様式 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和 6 年 2 月 5 日 (月) ・ 2 月 6 日 (火) ・ 2 月 7 日 (水)				
政務活動先	総務省・国土交通省・文化庁 国会議員会館 国立オリンピック記念青少年センター				
政務活動の目的	緊急防災・減災事業債の活用のあり方や奈良県の道路事業、それに「飛鳥・藤原」の世界遺産登録関連等の調査や研究を行った。 令和 6 年北方領土返還要求全国大会の出席。				
相手方	総務省地方債課 神門純一課長 国土交通省 道路局企画課 桑野真一郎 企画専門官 国土交通省 国道・技術課直轄高速係 明知頭三 係長 文化庁 文化財第二課 田中禎彦課長 文化庁 文化遺産国際協力室 大川晃平室長 文化庁担当者ほか 3 名				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	<p>総務省において、緊急防災・減災事業債がどのような条件のもと活用できるのかについて、五條市の防災拠点予定地の例などを踏まえながら意見交換でき、委員会等の質問に活かすことができた。</p> <p>国交省の担当者より、奈良県内の道路、国直轄である「国道 168 号香芝王寺道路」について、地元要望も踏まえて県内道路について意見交換ができました。</p> <p>文化庁の担当者より「飛鳥・藤原」の世界遺産登録に向けて、構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたって地域協力（奈良県全体、近畿圏）などが必要とわかった。</p> <p>北方領土返還要求全国大会では、他の自治体出席者と意見交換をし、奈良県としても、この問題に対する関心を高め、北方領土の早期返還を強く求めることが重要だと確認しました。</p>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	総務省 国土交通省 文化庁	新幹線 (往路)	王寺～東京	19,940 円 特急料金含む	44
		新幹線 (復路)	東京～王寺	19,620 円 特急料金含む	46
	宿泊費	20,480 円	内訳:		45
	会費	円	内訳:		
合計 60,040 円 (全額政務活動費)					
備考	添付資料: 資料など				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

世界遺産について

1. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする。

文化遺産の対象：①記念物、②建造物群、③遺跡（不動産）

(2) 経緯

昭和 47（1972）年 第 17 回ユネスコ総会において採択

平成 4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

令和 5（2023）年 締約国数 195 ヶ国（日本は世界遺産登録数上位 11 位）

(3) 世界遺産の総数等

令和 5 年 12 月現在で 1,199 件（文化遺産 933 件，自然遺産 227 件，複合遺産 39 件）

2. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産 20 件，自然遺産 5 件）

	記載物件名	登録-登録年	区分		記載物件名	登録-登録年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	平成5年12月	文化	14	石見銀山遺跡とその文化的景観	平成19年7月	文化
2	姫路城	"	文化	15	小笠原諸島	平成23年6月	自然
3	屋久島	"	自然	16	平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	平成23年6月	文化
4	白神山地	"	自然	17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	平成25年6月	文化
5	古都京都の文化財 (京都市, 宇治市, 大津市)	平成6年12月	文化	18	富岡製糸場と絹産業遺産群	平成26年6月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	平成7年12月	文化	19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼, 造船, 石炭産業	平成27年7月	文化
7	原爆ドーム	平成8年12月	文化	20	ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献	平成28年7月	文化
8	厳島神社	"	文化	21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	平成29年7月	文化
9	古都奈良の文化財	平成10年12月	文化	22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	平成30年6月	文化
10	日光の社寺	平成11年12月	文化	23	百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群-	令和元年7月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	平成12年12月	文化	24	奄美大島, 徳之島, 沖縄島北部及び西表島	令和3年7月	自然
12	紀伊山地の霊場と参詣道	平成16年7月	文化	25	北海道・北東北の縄文遺跡群	令和3年7月	文化
13	知床	平成17年7月	自然				

3. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産 5 件，自然遺産 0 件）

[平成 4 年]

① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県)

② 「彦根城」(滋賀県)

[平成 19 年]

③ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県)

[平成 22 年]

④ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(新潟県)

[平成 24 年]

⑤ 「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- (拡張)」(岩手県)

active
power

世界遺産登録の推薦のために整理すべきこと

1. 世界遺産としての価値の証明

(1) 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value) の整理

推薦する資産が、以下の世界遺産登録基準のいずれかに該当する普遍的価値(OUV)を有することを整理すること。

世界遺産登録基準(文化遺産の場合)

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であること。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること(ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

例、華厳寺の遺構等。 ← (内外国の朝堂頭等 (モザイク等))

050-111

(2) 真実性 (Authenticity) の証明

オリジナルの状態を維持していることの整理

真実性

○ 修復
○ 保存
○ 景観計画
→ レビュー
資料等

(3) 完全性 (Integrity) の証明

価値を表すものの全体が残っていることの整理

外側側、内側側、新設、既存、追加

外側側、内側側、新設、既存、追加
追加、既存、新設、内側側、外側側

2. 万全の保全措置

(1) 構成資産の法的保護(文化財保護法による史跡等の指定)

(2) 緩衝地帯 (Buffer Zone) の設定

周囲を囲むこと

この外側、内側と指定すること
→ 新設、既存、追加
追加、既存、新設

(3) 包括的保存管理計画、来訪者管理戦略、情報提供戦略等の策定

P. 111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000

3. 地域コミュニティの協力体制の構築

説明、計画、実施、評価

アセスメント

OUVとは：国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

世界文化遺産の登録までの手続き等（事前評価を経る場合）

事前評価プロセス

- 1 「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会へ提出
 - ・「顕著な普遍的価値」を証明できる可能性がある資産
- 2 推薦書準備作業

「顕著な普遍的価値」の証明 <ul style="list-style-type: none"> ・「世界遺産条約履行のための作業指針」に示す評価基準への適合 ・真実性（オリジナルの状態を維持していること） ・完全性（価値を表すものの全体が残っていること） 	万全の保護措置 <ul style="list-style-type: none"> ・構成資産の法的保護 ・緩衝地帯の設定 ・(包括的)保存管理計画の策定 等
---	---
- 3 事前評価候補について審議 [リクエストは文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで可能]
 - ・文化審議会世界文化遺産部会において、事前評価リクエストを提出する候補を決定
- 4 事前評価リクエストの提出 [9月15日期限]
 - ・ICOMOSによる約1年間の書面審査。2027年推薦分より事前評価を受けていることが必須
 - ※国際記念物遺跡会議(ICOMOS)：専門家で構成される国際非政府機関 2年以内
- 5 イコモスから評価レポートの送付 [翌年10月1日まで]
 - ※事前評価は正式推薦書の提出1年前までに完了することが必要 2年以内

※評価レポートは5年間有効。事前評価プロセスと本推薦プロセスは必ずしも連続している必要はない。

本推薦プロセス

- 6 推薦候補についての審議
 - ・文化審議会世界文化遺産部会が諮問を受けて、当該年度の推薦候補について答申
- 7 世界遺産委員会へ推薦書暫定版を提出 [9月30日期限]
 - ・世界遺産センターによる形式審査 ※任意 3ヶ月
- 8 推薦の決定 [文化遺産・自然遺産あわせて年1件まで]
 - ・文化審議会世界文化遺産部会、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省主催）、閣議了解を経て、政府として推薦決定
- 9 世界遺産委員会へ推薦書正式版を提出 [2月1日期限]
- 10 イコモスによる審査
 - ・現地審査、イコモスパネル(11月末～12月初)を含む約1年半の審査 約4.5年
- 11 イコモスによる評価結果の勧告 [世界遺産委員会の6週間前まで]
- 12 ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定 [推薦翌年の6～7月頃]
 - ※世界遺産委員会：条約締約国のうち選挙で選ばれた21か国から成る政府間委員会

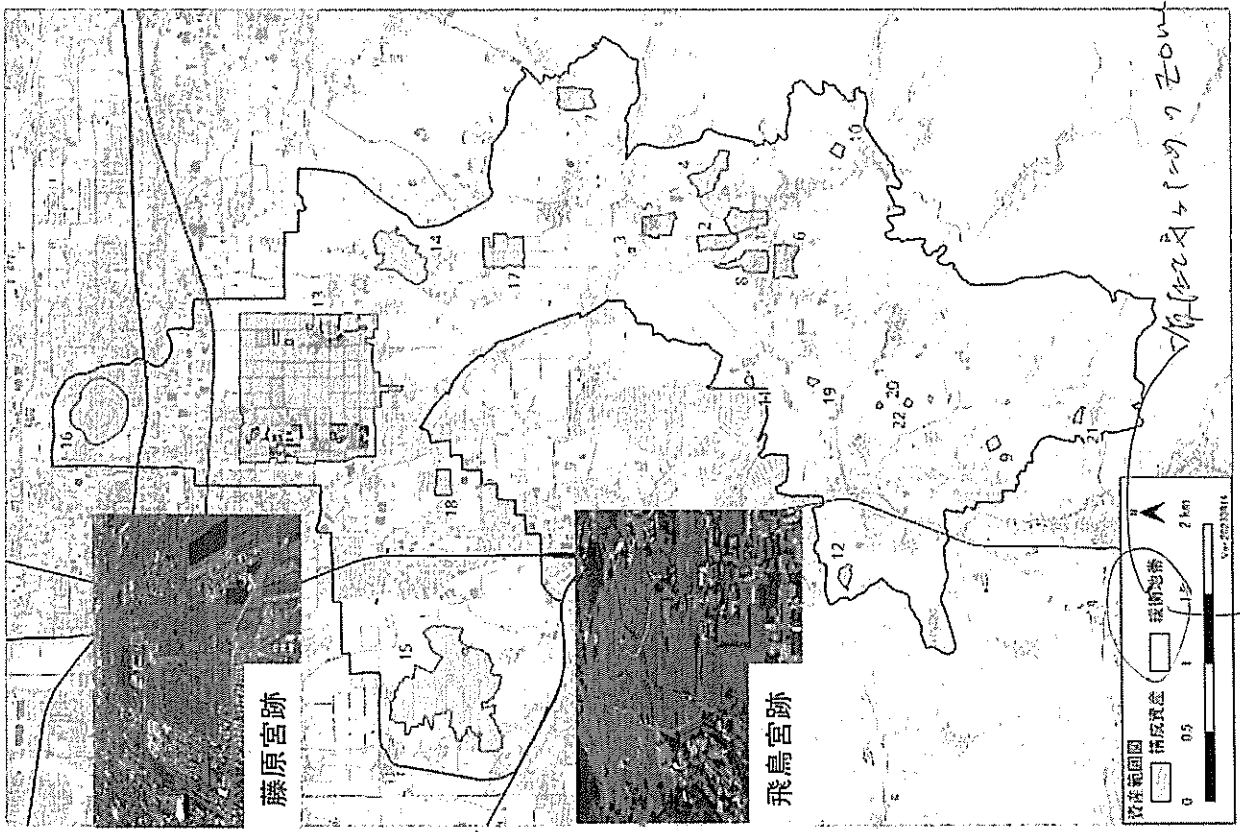
※イコモスの勧告と世界遺産委員会決議

- 文化遺産に係る登録の可否については、イコモスが以下の4つの区分で勧告を行い、それを踏まえて最終的には世界遺産委員会において決定。
 - ①記載：世界遺産一覧表に記載。
 - ②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。3年以内に追加情報を提出した後に現地調査を除くイコモスの審査を再度受ける。
 - ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後に、現地調査を含む新規案件と同様の手続を受ける。
 - ④不記載：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦不可。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」概要

6世紀末期～8世紀初頭、東アジア東端の日本列島において、初めて中央集権国家が誕生したことを示す文化遺産。当時の東アジアにおける緊迫した情勢の下で、中国・朝鮮半島との政治的・文化的交流の所産として中央集権体制に基づいた宮都が実現したことを、飛鳥から藤原への宮都の変遷を示す22件の構成資産で表している。

構成資産候補 (明日香村、橿原市、桜井市)



	考古学的遺跡			大和三山
	宮殿・官衙跡	仏教寺院跡	墳墓	
飛鳥の宮都	1 飛鳥宮跡 2 飛鳥京跡苑池 3 飛鳥水落遺跡 4 酒船石遺跡	5 飛鳥寺跡 6 橘寺跡 7 山田寺跡 8 川原寺跡 9 檜隈寺跡	10 石舞台古墳 11 菖蒲池古墳 12 牽牛子塚古墳	
藤原の宮都	13 藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡 (大和三山)	17 大官大寺跡 18 本薬師寺跡	19 天武・持統天皇陵古墳 20 中尾山古墳 21 キトラ古墳 22 高松塚古墳	14 大和三山 (香具山) 15 大和三山 (耳成山) 16 大和三山 (畝傍山)



山田寺跡

本薬師寺跡

高松塚古墳

大和三山 (香久山)

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について
 → どのくらい何が出来るか。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の課題について

① 地域性、歴史、景観等の見直し

1. 文化財の追加指定等、関係自治体において資産の保護を万全とするための取組を継続することが必要。

2. 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。

3. 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。

4. 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。

5. 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

地域性、歴史、景観等の見直し
 ① 地域性、歴史、景観等の見直し
 ② 関係省庁・関係自治体等による連携体制を構築した上で、緩衝地帯も含め、世界遺産として一体的に保護していくための幅広い共通認識の構築が必要。

③ 顕著な普遍的価値の更なる精査を行いつつ、その価値に紐づく構成資産の精査が必要。

④ 本資産の世界的価値について国際的な理解を得るため、海外の専門家との対話等を通じた検討及び説明ぶりの精査・充実が必要。

⑤ 構成資産が多様かつ複数あるため、その整備・活用にあたっては世界遺産としての包括的な方針を策定することが必要。

多階ごうの切取を認めたい
と云ふ。奈良型は2階か？
↓
軒の出に等しい
奈良型は半分の……

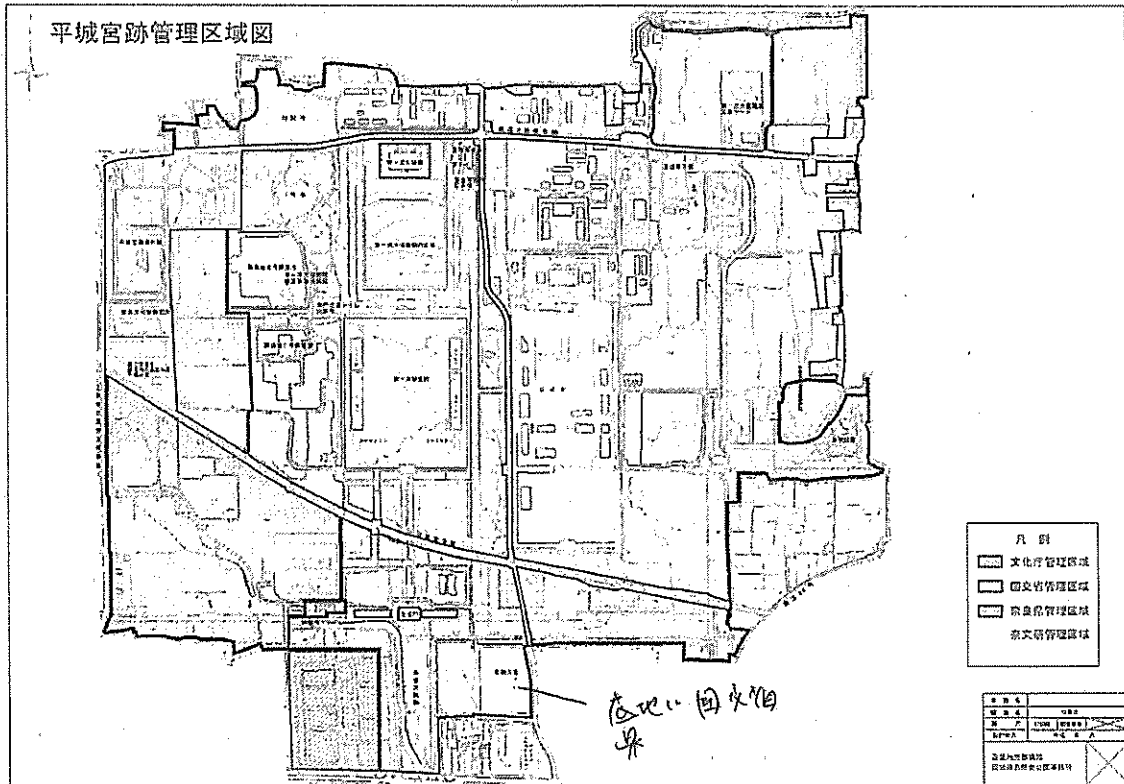
特別史跡 平城宮跡の整備について

1. 歴史的経緯

- 平城宮跡は、我が国の律令国家形成期における政治・文化の中心であり、我が国の歴史上極めて重要な遺跡として、昭和27年に特別史跡に指定されている。
- 昭和38年、平城宮跡内における近鉄の操車場建設計画が問題となり、最終的には当時の池田勇人首相の決断により、国主導による宮跡の発掘調査の推進、史跡未指定地域の追加指定、国による民有地の買収の方針が決定された。以降、国直営で発掘調査、民有地の国有化、遺跡・建物等の整備を実施。
- 平成20年には、都市公園法に基づく国営公園として整備することが閣議決定され、以降、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の中心部における建物の復原等は国土交通省が、既設の復原建物等及び周辺部の管理は文化庁が実施している（覚書に基づき、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所も加えた5者が分担）。

2. 平城宮跡整備の主な経緯

- 昭和38年 池田首相が宮跡地を国有地として保存することを決定。
- 昭和53年 「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画」を策定。以降、国直営で遺跡・建物の整備等を実施。
- 平成10年 「古都奈良の文化財」の構成要素として世界文化遺産に登録。
- 平成10年 文化庁が朱雀門、東院庭園を復原整備。
- 平成20年 都市公園法に基づく国営公園として整備することを閣議決定。
- 平成22年 文化庁が第一次大極殿を復原整備。



＜文化庁が整備・管理している復原建物等＞

平城宮跡全景

第一次大極殿(平成22年(2010年)復原完成)
事業費:183億円

第二次大極殿(基礎復元)
(平成27年(1996年)復原完成)

指定宮内省
(平成8年(1996年)一部復原完成)

清橋様示能
(昭和41年(1967年)完成)

東院西廂(平成10年(1998年)復原完成)

平城宮跡資料館
(昭和45年(1970年)完成)

永楽門(平成10年(1998年)復原完成)
事業費:38億円

長部省林(社・堂立休表示)
(平成27年(1996年)復原完成)

1922年	平城宮跡大極殿跡を院跡に指定される
1982年	平城宮跡が特別史跡に指定される
1987年	清橋様示能が完成する
1970年	平城宮跡資料館が完成する
1996年	朱雀門、興隆殿等が復原される
	平城宮跡を含む「百部委員の文化財」がユネスコの世界遺産に登録される
2001年	第一次大極殿立建の復原工事に着手する
2009年	国史跡平城宮跡歴史公園として整備していくことが決定する
2010年	第一次大極殿立建が完成される

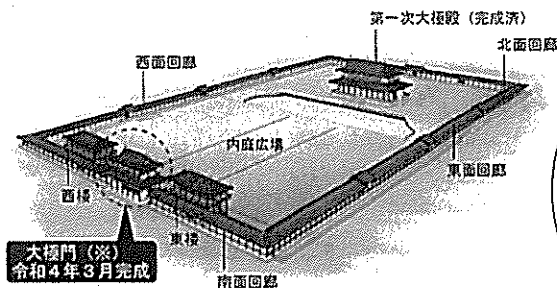
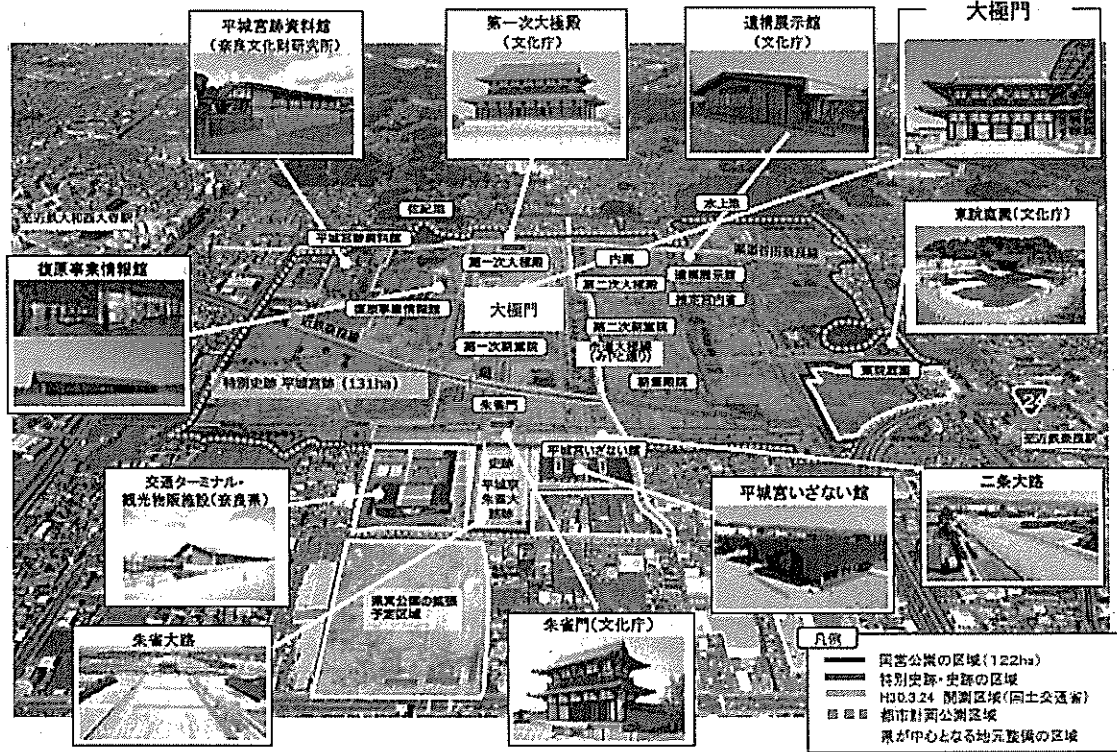
凡例

- 特別史跡 平城宮跡

平城宮跡は、奈良市に千代田区立歴史博物館と並び、
土地の歴史を文化財

〈国営公園としての整備状況〉 ※水色帯の建物等を国土交通省が整備

園内での主な施設と復元建物



世界遺産
 大極門の復元は
 米が中心となる
 泉の中心となる
 泉が中心となる

- 平成 20 年 12 月 公園基本計画の策定
- 平成 27 年 5 月 第一次大極殿院復元事業情報館開館
- 平成 30 年 2 月 平城宮跡展示館 (平城宮いざない館) 完成
- 平成 30 年 3 月 平城宮跡歴史公園開園
- 令和 4 年 3 月 大極門供用
- 東楼復元整備工事着手 (令和 7 年 11 月竣工予定)

H22 作業計画
 大極門の復元は米が中心となる
 泉の中心となる
 泉が中心となる

<平城宮跡、藤原宮跡関係の令和6年度予算額(案)>

※()内は令和5年度予算額

○平城宮跡等管理 236,459千円(242,730千円)

特別史跡指定地の維持管理

(草刈り、警備、トイレ管理、電気・水道代、樹木剪定、害虫駆除等)

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理 14,315千円(14,315千円)

特別史跡指定地内の民有地の買収に係る事務費

○平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上 462,890千円(469,846千円)

特別史跡指定地内の民有地の購入費

令和4年度までの国有地化率

平城宮跡 84.04%

藤原宮跡 61.02%

○平城宮跡地等整備費 104,777千円(110,344千円)

特別史跡指定地内の復原建物、遺構表示等の修繕、保守費

令和5年度実施事業

- ・平城宮跡兵部省跡列柱表示(西側)の修理
- ・同(東側、式部省)の修理実施設計の見直し

奈良県の主な道路事業

国道163号 直轄
清滝生駒道路
延長11.0km

国道25号 直轄
斑鳩バイパス
延長4.7km

国道165号 直轄
香芝柏原改良
延長2.8km

国道165号 直轄
大和高田バイパス
延長14.4km

国道168号 直轄
五條新宮道路
五條市釜窪町～生子町
調査中(県)

国道24号 直轄 NEXCO
京奈和自動車道 大和北道路
延長6.1km

国道24号 直轄 NEXCO
京奈和自動車道 大和北道路
延長6.3km

国道24号 直轄
京奈和自動車道 大和御所道路
延長27.2km
R8年春(仮称)橿原JCT
(大阪方面接続ランプ)開通予定

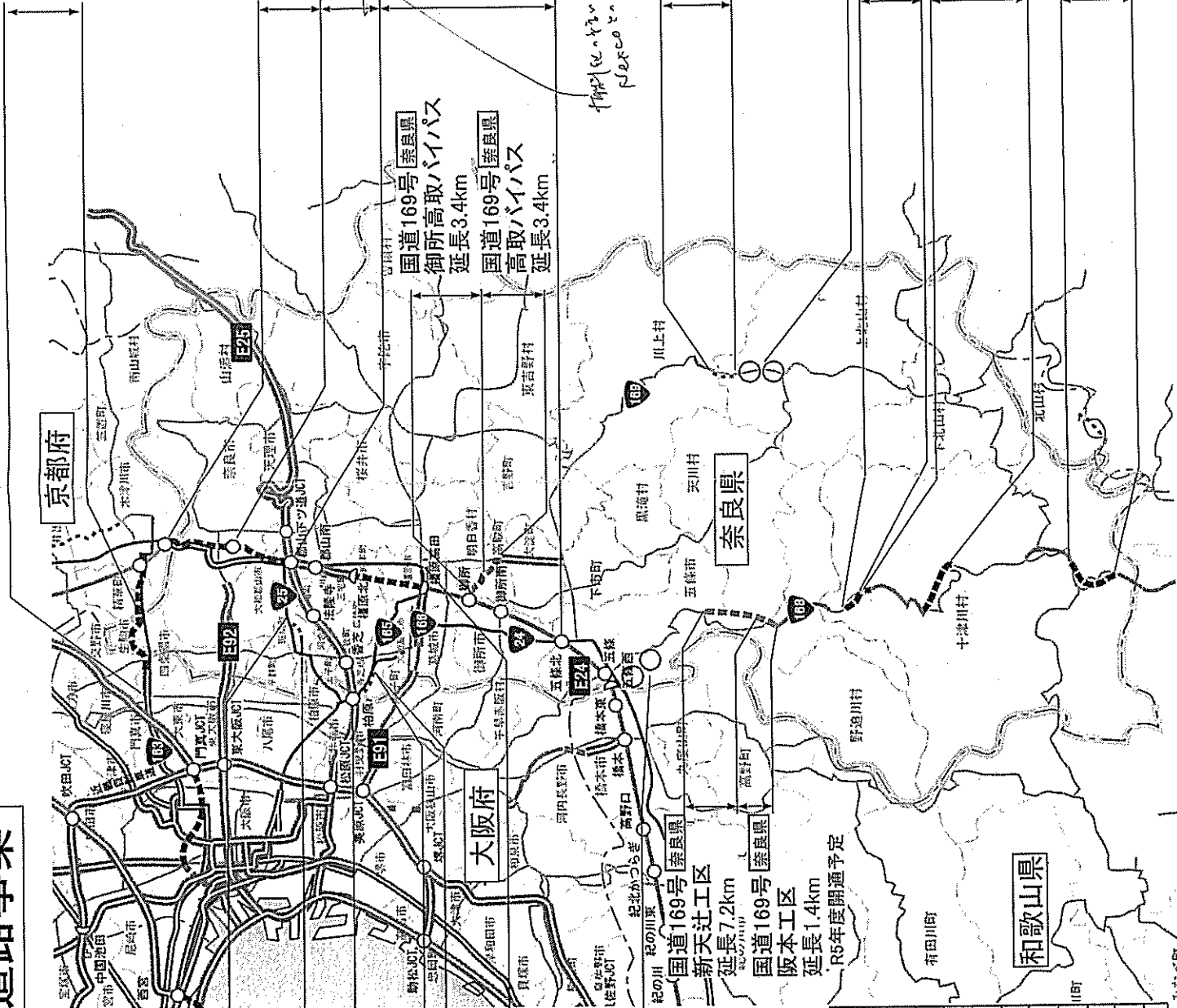
国道169号 直轄 権限代行
伯母峯峠道路
延長2.9km

国道169号 直轄 奈良県
奈良中部熊野道路
下北山村前鬼～上池原
調査中(県)

国道168号 直轄 権限代行
長殿道路
延長2.7km

国道168号 直轄 権限代行
五條新宮道路
(風屋川津・宇宮原工区)
延長6.9km

国道168号 直轄 権限代行
十津川道路(二期)
延長5.6km



【凡例】

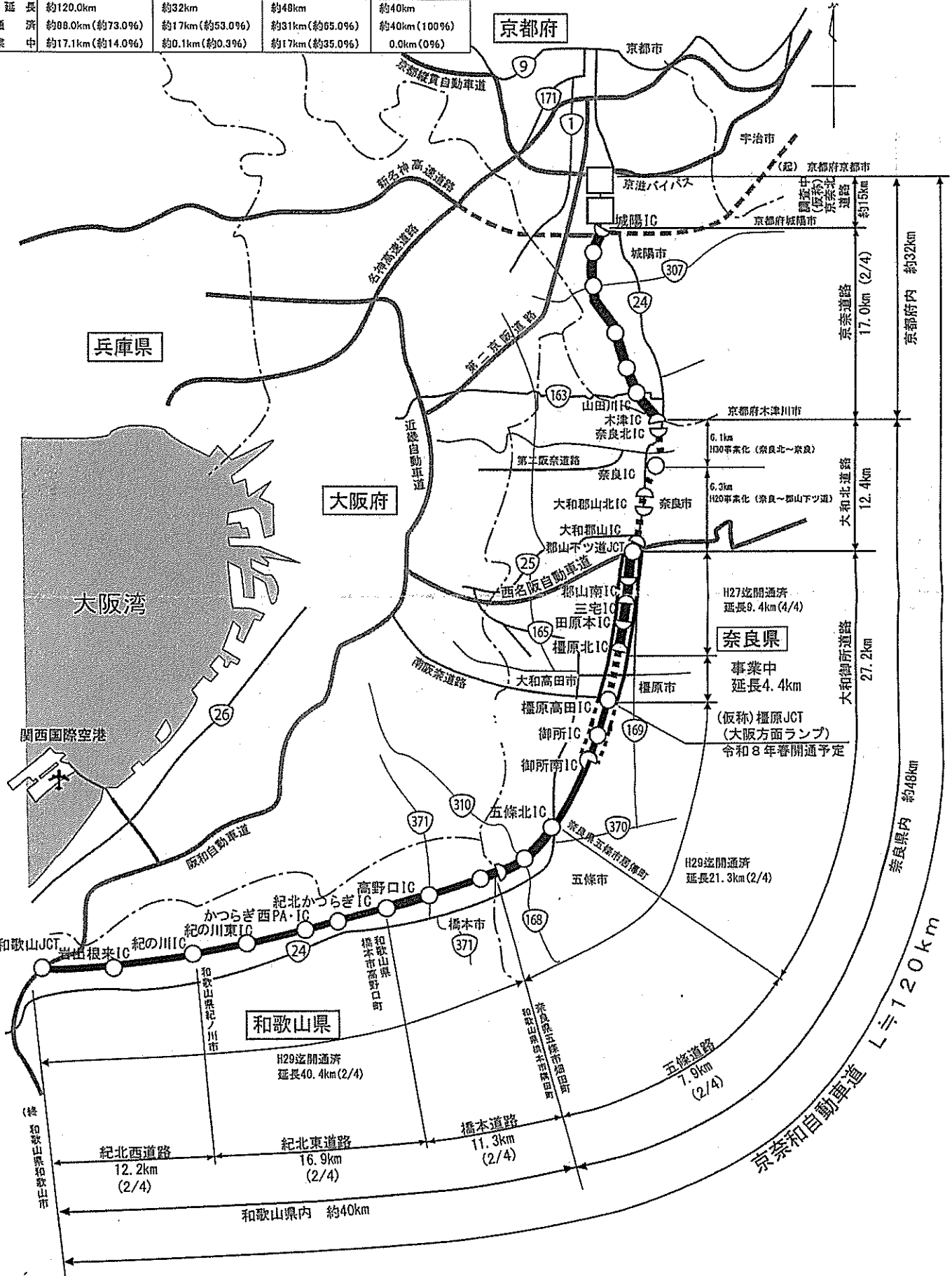
高級格道路(直轄)	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	4車線以上 2車線
高級格道路(直轄外)	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	4車線以上 2車線
直轄国道	
開通済	4車線以上 2車線
事業中	4車線以上 2車線
補助国道	
開通済	4車線以上 2車線
調査中	4車線以上 2車線

※字頭補正区間のJCTは仮称

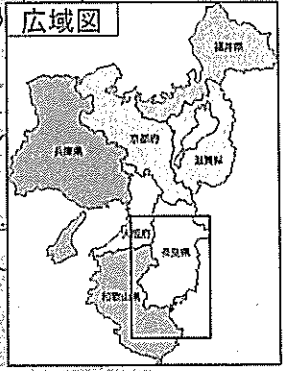
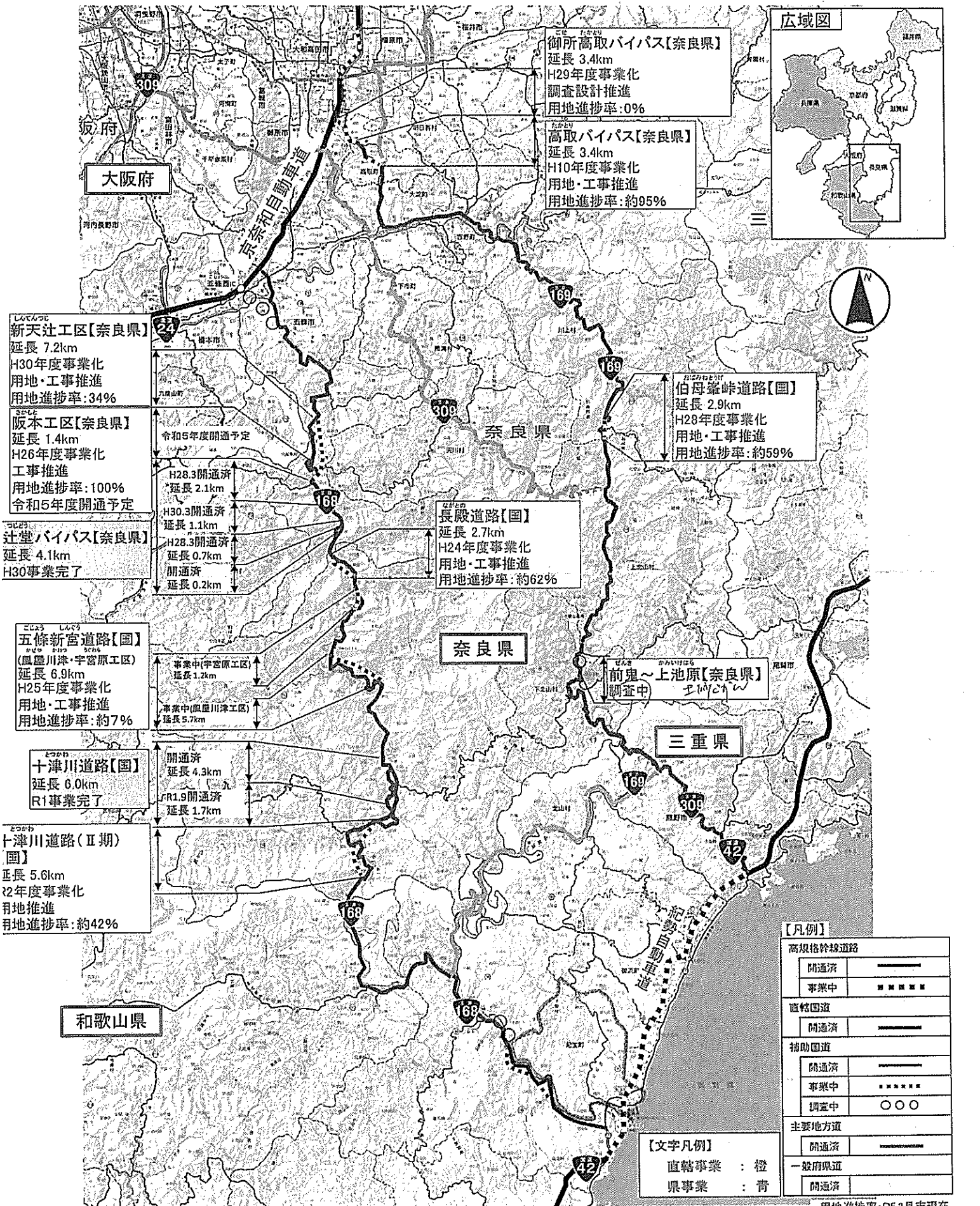
国道24号 京奈和自動車道

■整備状況

	全体	京都府	奈良県	和歌山県
全体延長	約120.0km	約32km	約48km	約40km
開通済	約88.0km(約73.0%)	約17km(約53.0%)	約31km(約65.0%)	約40km(100%)
事業中	約17.1km(約14.0%)	約0.1km(約0.3%)	約17km(約35.0%)	0.0km(0%)



五條新宮道路(R168)・奈良中部熊野道路(R169)



【凡例】

高規格幹線道路	開通済	———
	事業中	■■■■■
直轄国道	開通済	———
補助国道	開通済	———
	事業中	■■■■■
	調査中	○○○
主要地方道	開通済	———
一般府県道	開通済	———

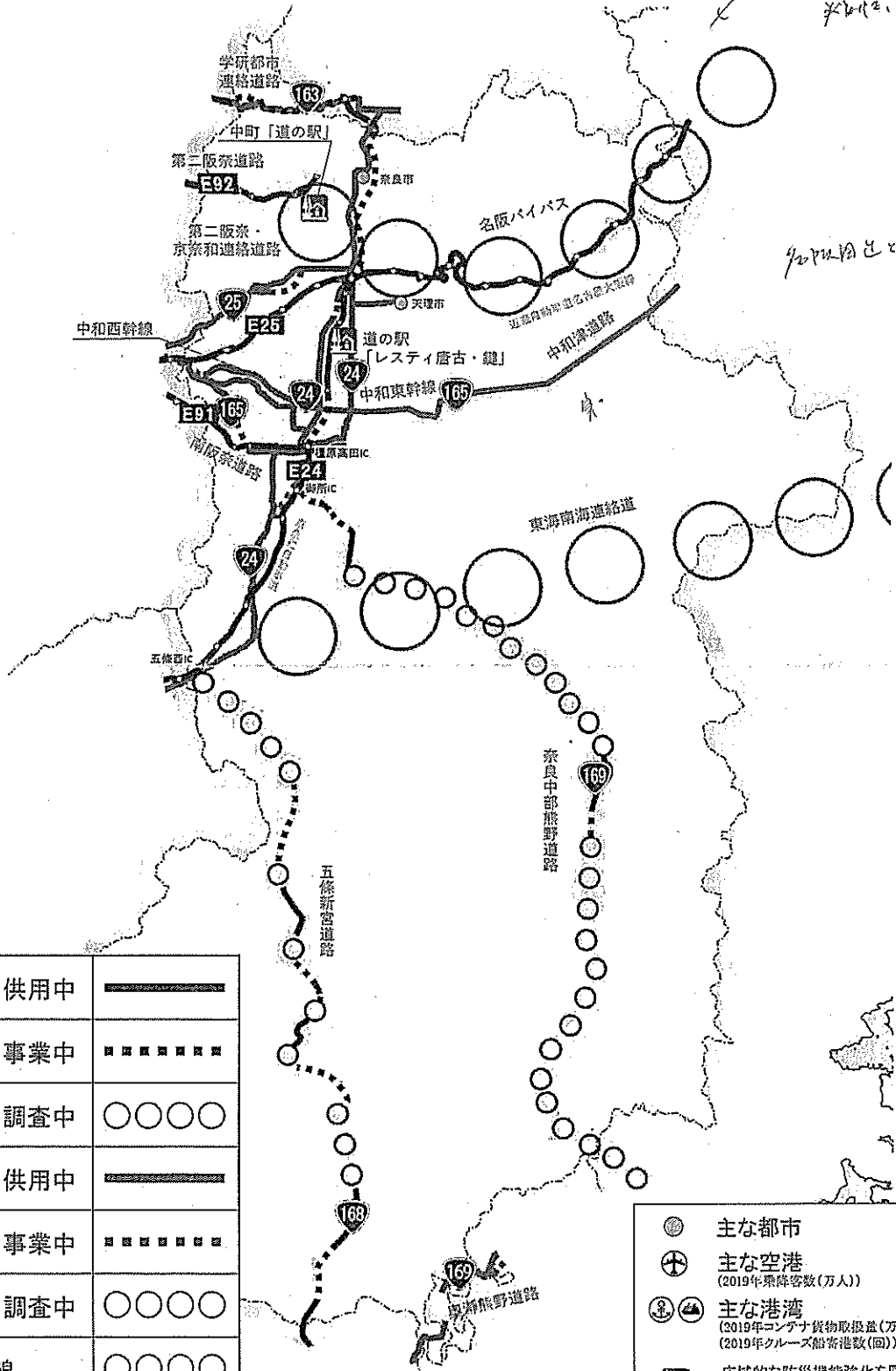
【文字凡例】
 直轄事業 : 橙
 県事業 : 青

近畿ブロック 広域道路ネットワーク計画図 (奈良県拡大版)

用地費
余白

高規格道路
事業中
調査中

名阪バイパス



高規格道路	供用中	—————
	事業中	■■■■■■■■
	調査中	○○○○○
一般広域道路	供用中	—————
	事業中	■■■■■■■■
	調査中	○○○○○
構想路線		○○○○○

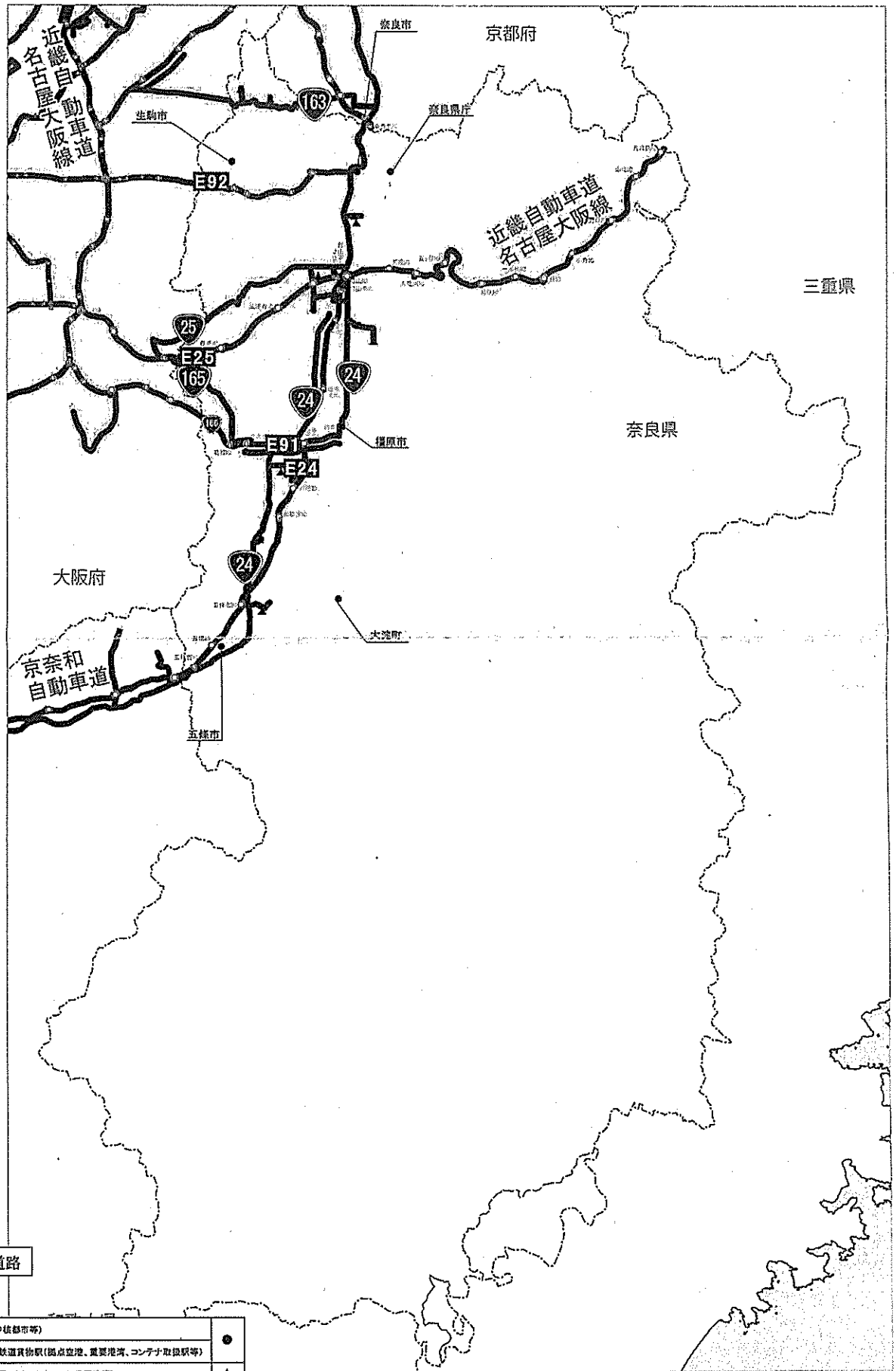
※ R5.4.1時点
 ※ 本計画図は、具体的な路線のルート、位置等を規定するものではありません。

- 主な都市
- ✈ 主な空港 (2019年乗降客数(万人))
- ⚓ 主な港湾 (2019年コンテナ貨物取扱量(万TEU)) (2019年クルーズ船寄港数(回))
- Ⓜ 広域的な防災機能強化を図る「道の駅」
- ● 期 主な交通拠点
- ■ 期 新幹線

17-18のレベル
 計画は
 功. 道路の必要性を
 → 地域ごとの
 中心地を
 中心

名阪道路の
 計画. 計画. 計画
 地域. 地域. 地域
 計画. 計画. 計画

重要物流道路 供用区間【奈良県】



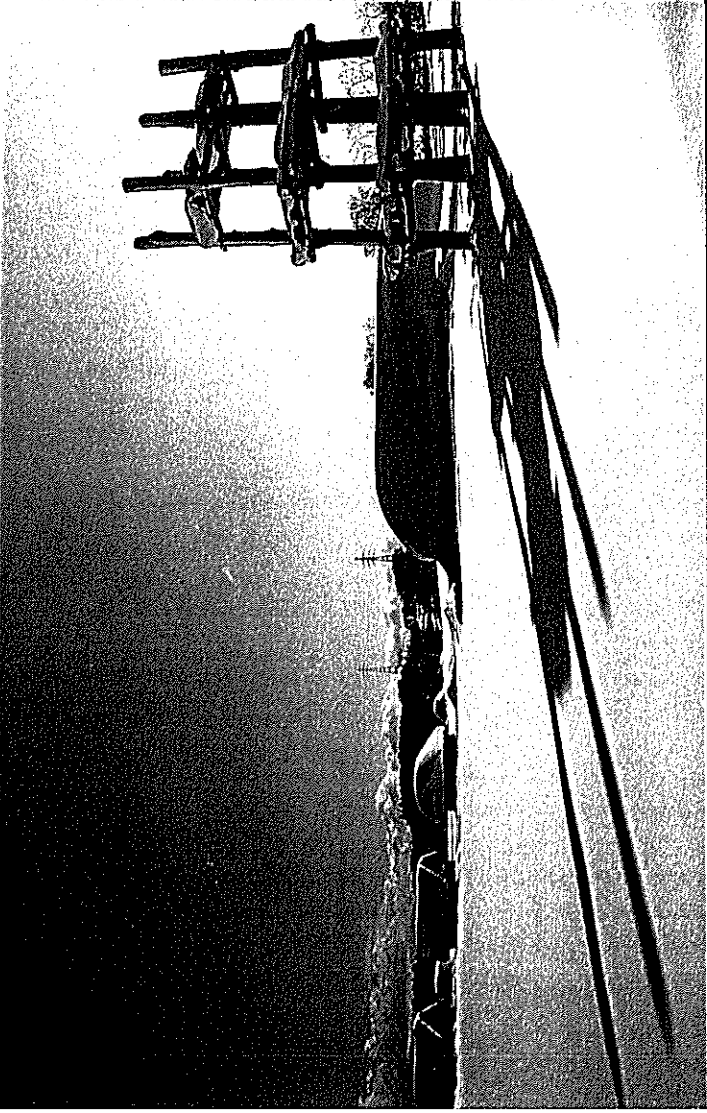
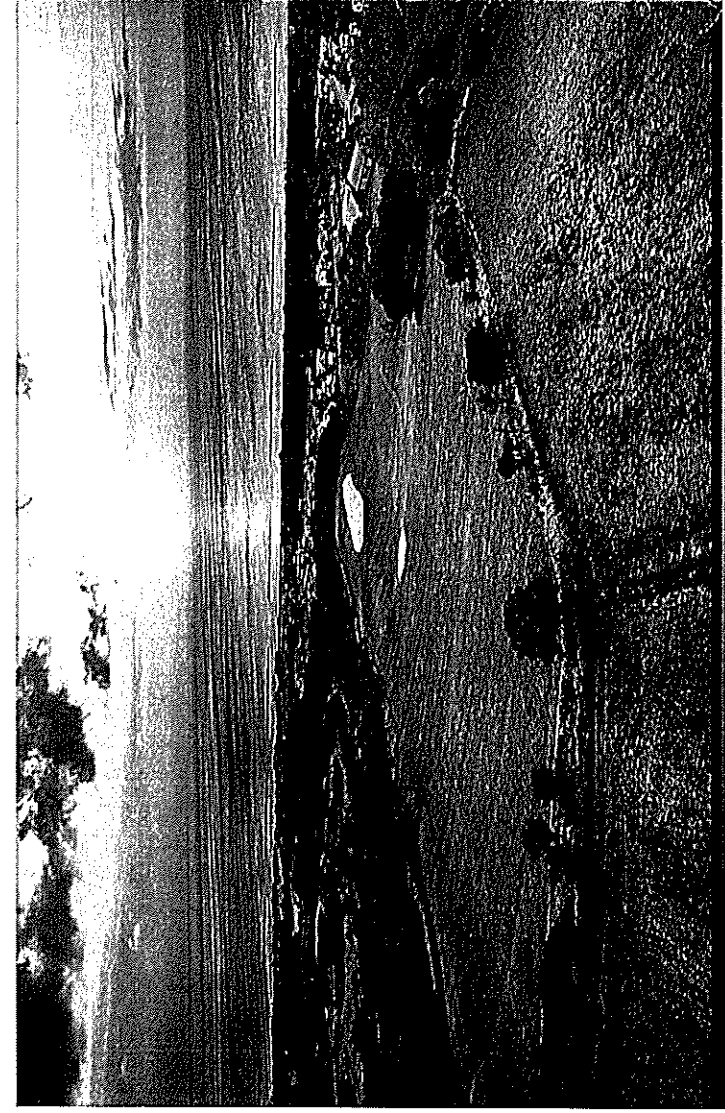
重要物流道路

<連絡する拠点>

都市(地方中核都市等)	●
空港・港湾・鉄道貨物駅(拠点空港、重要港湾、コンテナ取扱駅等)	○
物流拠点(トラックターミナル、工業団地等)	▲



日本の
世界遺産
The World Heritage in Japan



委託印刷：(株)早稲 印刷部印刷 (出版：JOMON ARCHIVES)
複製販売：上：(社)早稲 複製部複製 (出版：JOMON ARCHIVES)
下：(有)早稲 複製部複製 (出版：JOMON ARCHIVES、早稲株式会社複製部)

文化庁文化資源活用課
TEL 03-5253-4111
文化庁
2021年



日本の世界遺産

アジアの最東端に位置し、四方を海に囲まれた日本は、四季折々に多様な表情を見せる豊かな自然に恵まれてきました。日本は長い歴史の中で、大陸を始めとする諸外国の文化を巧みに取り入れながら、その変化に富んだ自然に培われた感性に根ざした独自の文化を育んできたのです。

日本では、国民の文化的向上に資すると共に世界文化の進歩を図るため、文化財保護法や各地方自治体の定める文化財保護条例によって、有形と無形の文化遺産を、それぞれの特性に応じて保護しています。

また、国土の豊かな自然や生物多様性を保全するため、自然公園法や自然環境保全法等の法制度が整えられています。

近年、地域におけるボランティアやNPOの活動により、国民一人一人が文化財や自然に親しむ機会が増え、文化や環境の保護を行う試みが活発になっています。私たちは、ユネスコの精神に従い、この素晴らしい遺産を世界の人々に伝えたいと考えています。



【千葉県】大塚山遺跡
（出典：JOMON ARCHIVES、弘前市教育委員会所蔵）

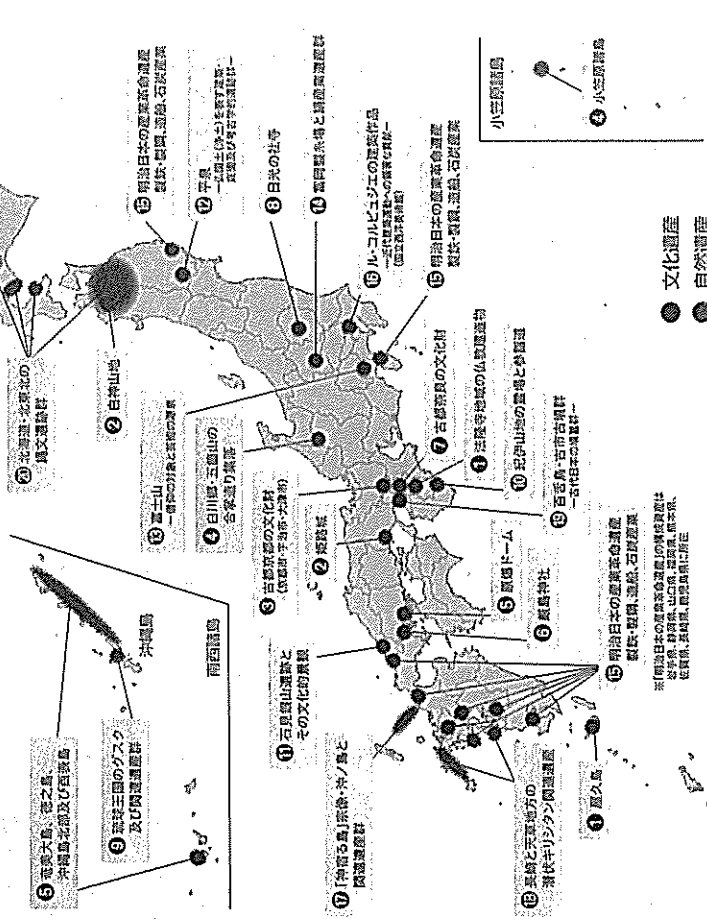
2021年7月現在、日本の世界遺産は25件登録されています。

世界遺産条約は1972年にユネスコで採択され、2021年7月現在、194か国が締結しています。日本も1992年にこの条約を締結し、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、毀損等の脅威から保護し、保存することが重要であると考へ、国際的な協力・援助体制の構築に貢献してきました。



【北海道】大塚山遺跡
（出典：JOMON ARCHIVES、弘前市教育委員会所蔵）

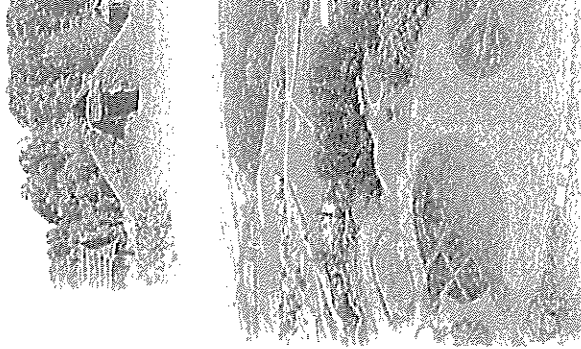
日本の世界遺産マップ



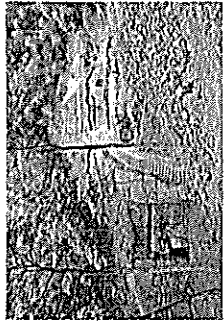
世界遺産一覽表に記載されるためには、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている下記の登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性 (authenticity) や完全性 (integrity) の条件を満たし、適切な保護管理体制がとられていることが必要です。

世界遺産の登録基準

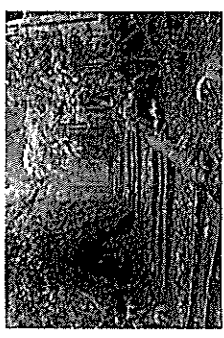
- 人間の創造的才能を顕著傑作である。
- 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の分野に重要な影響を与えた、ある時期にわたる価値の交流又はある文化圏内の価値の交流を示すものである。
- 現存する少消費しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を顕著な物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。
- 歴史上の重要な発展を顕著な建造物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な出来事である。日本におけるあるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態として(陸上、海上の土地利用形態を代表する顕著な日本における。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な出来事である(特に不可逆的な変化によりその環境が危なげられているもの)。
- 顕著な普遍的価値を有する出来事(行動)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学作品と歴史又は家族的関連がある(に)の意は他の基準とあわせて用いられることが望ましい。
- 最上の自然現象、又は、顕著な自然現象を有する地域を包含する。
- 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形的特徴又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な出来事である。
- 陸上・海淡水・沿岸・海洋の生態系や動植物群の進化、形成において、重要な進行中の生物学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な出来事である。
- 宇宙上又は地球上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生態系保全にとって最も顕著な自然の生息地を含む。



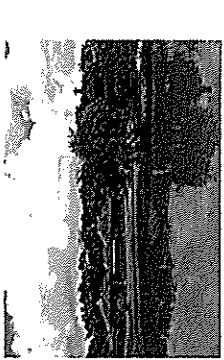
世界遺産
上 (世界遺産) 御正野遺跡
下 (世界遺産) 伊弉諾作遺跡
(出典: JOMON ARCHIVES、一戸町教育委員会提供)
(出典: JOMON ARCHIVES、北沢田町教育委員会提供)



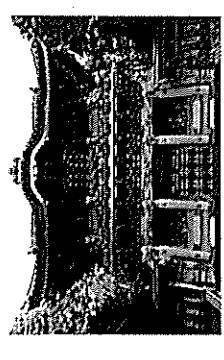
⑩ 石見銀山遺跡とその文化的景観
Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape
構成資産：529,17 ha
緩衝地帯：3,131 ha
(島根県)
登録：2007年(2010年登録範囲の増設を含む)
世界遺産登録基準：(ii) (iii) (v)
16世紀～17世紀において多くの銀を生産し、さらに日本国内の銀産の鉱山へと技術が伝播することにより、日本における金銀の大規模生産時代を担った。東アジア地域のつながりや、文化の交流の歴史に多大な影響を与えた重要な遺産を持つ鉱山遺跡である。



⑩ 紀伊山地の霊場と参詣道
Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range
構成資産：506.4 ha
緩衝地帯：12,100 ha
(三重県・奈良県・和歌山県)
登録：2004年(2016年登録範囲の増設を含む)
世界遺産登録基準：(ii) (iii) (iv) (v)
本州最南端に位置する紀伊山地の高野山、熊野三山、音羽、大峯は、古代以来多様な信仰の形態によって育まれてきた神仏の霊場であり、形跡(遺跡)とともに、広範囲に渡って極めて良好に保存されている比類のない事例である。



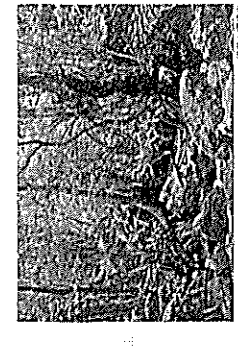
⑨ 琉球王国のグスク及び関連遺産群
Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu
構成資産：55 ha
緩衝地帯：560 ha
(沖縄県)
登録：2000年
世界遺産登録基準：(ii) (iii) (v)
琉球が琉球王国への統一に動き始める14世紀後半から、王国が確立した後の18世紀末にかけて生み出された、琉球地方独自の特徴を有する文化遺産群。当時の日本の文化とは異なる独自の歴史観が特徴の文化である。



⑧ 日光の社寺
Shinetsu and Temples of Nikko
構成資産：51 ha
緩衝地帯：3,731 ha
(栃木県)
登録：1999年
世界遺産登録基準：(i) (iv) (vi)
「日光の社寺」は、江戸時代における皇朝を中心とする社寺の権威を伝える建造物群と、これを取り巻く「二荒山神社」「陣馬堂」及び「輪王寺」からなる史蹟日光山内の地域が一体となって良好に保存されている。17世紀から受け継がれている日本宗教空間の極めて貴重な事例である。



⑦ 古都奈良の文化財
Historic Monuments of Ancient Nara
構成資産：617 ha
緩衝地帯：1,963 ha
(奈良県)
登録：1998年
世界遺産登録基準：(i) (iii) (iv) (vi)
日本の国家の基盤が整った奈良時代の文化をそのまますぐに、東大寺を始めとした建造物と春日山原始林に代表される自然とが一体になった環境が良好に保存されている事例である。



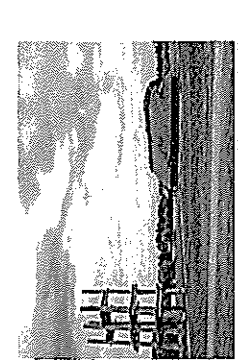
⑥ 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島
Amami-Oshima Island, Tokunoshima Island, Northern part of Okinawa Island, and Iriomote Island
構成資産：43,608 ha
緩衝地帯：21,467 ha
(鹿児島県・沖縄県)
登録：2021年
世界遺産登録基準：(x)
日本列島の南端部に、約1,200kmにわたって狭く点在する琉球列島の一部であり、鹿島群島の奄美大島と徳之島、沖縄県の沖縄島北部と西表島の4つの地域から本遺産は構成される。本遺産は、イリオモテヤマナコ、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナなど、IUCNのレッドリスト上の絶滅危惧種95種(そのうち75種は固有種)を含む固有生物多様性の生息・生育地であり、希少な地を反映し遺存固有種と新固有種の多様な種がみられ、世界的にも極めて貴重な生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包み込んだ地域となっている。



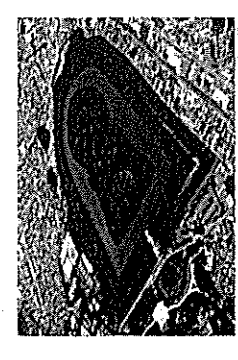
⑤ 白神山地
Shiokami-Sanchi
(青森県・秋田県)
登録：1993年
世界遺産登録基準：(ix)
登録：2011年
世界遺産登録基準：(ix)
登録：2005年
世界遺産登録基準：(ix) (x)



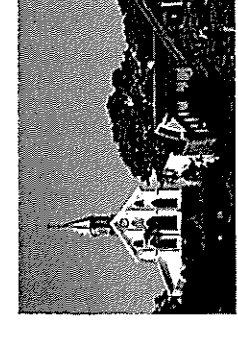
④ 屋久島
Yakushima
(鹿児島県)
登録：1993年
世界遺産登録基準：(vii) (ix)
登録：2005年
世界遺産登録基準：(ix) (x)



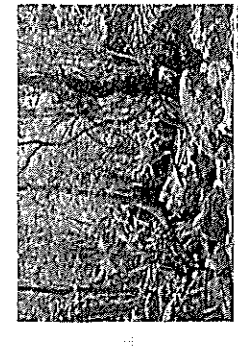
③ 北海道・北東北の縄文遺跡群
Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan
構成資産：141.9 ha
緩衝地帯：981.8 ha
(北海道・青森県・岩手県・秋田県)
登録：2021年
世界遺産登録基準：(iii) (v)
「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、17の考古遺跡で構成される。北東アジアにおいて最長期間継続した狩猟・漁労・狩猟を基盤に定住した人々の生活の在り方、精緻で複雑な精神文化を顕著に示す遺産である。北海道・北東北では、ブナ・クリなどの森林資源や、海産資源が育んだ水産資源を背景に、今から約15,000年前に定住が開始され、その後、縄文時代に特有な生活が1万年以上にわたって、縄文・狩猟による生活が1万年以上にわたって、縄文・土器や縄文列石など、にみられるような独特の精神文化を育み、定住の開始、発展・成熟の過程をよく示している。



② 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—
Mozu-Furuchi Kofun Group Mounded tombs of Ancient Japan
構成資産：166.66 ha
緩衝地帯：890.00 ha
(大阪府)
登録：2019年
世界遺産登録基準：(iii) (vi)
「百舌鳥・古市古墳群」は、古墳時代の前期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の要所でもあった大塚原に跨る平野上に位置する。墳長500メートル以上に達する前方後円墳から520メートル級の横溝式でも独特なものであり、その墳丘はほぼ海抜0メートルとして幾何学的にデザインされた。本遺産は、土器遺物のたぐいまれな技術的到達点を示し、古墳時代独自の文化を物語るものである。



① 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region
構成資産：5,566.55 ha
緩衝地帯：12,252.52 ha
(福岡県・熊本県)
登録：2018年
世界遺産登録基準：(iii)
本遺産は、16世紀にキリスト教が日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「隠れキリシタン」(内田外伝)にキリスト教への信仰を隠し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、隠すの社会・禁教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な遺産である。



① 小笠原諸島
Ogasawara Islands
(東京都)
登録：2011年
世界遺産登録基準：(ix)

「令和六年北方領土返還要求全国大会」ご案内

拝啓

平素、北方領土返還要求運動の推進にあたり特段のご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

二月七日は「北方領土の日」です。この日は、北方領土問題を解決し、日露両国間に平和条約を締結し、両国間に真の平和と信頼・友好関係が構築されることを念じ、昭和五十六年に制定されました。以来毎年官民が一体で大会実行委員会を組織し、北方領土問題の解決を求める「北方領土返還要求全国大会」を開催して参りました。

現在、混迷する世界情勢の影響を受け、北方領土問題を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、来る令和六年北方領土の日を迎えるにあたり、北方領土問題の解決を求め「令和六年北方領土返還要求全国大会」を、左記要領で開催致します。

詳細は、別添の大会次第をお目運しく下さい。

敬具

令和五年十二月

記

開催日時 令和六年二月七日(水)「北方領土の日」

会場 国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟 ホール
東京都渋谷区代々木神園町三十一

開場 十時

開会 十一時三十分(所要時間一時間程度)

主催 令和六年北方領土返還要求全国大会実行委員会
大会実行委員長 中國 謙二

大会実行委員会構成団体北方領土返還要求運動連絡協議会構成団体五十七団体・地方六団体・内閣府

- ・北方領土返還要求運動連絡協議会幹事団体(日本青年団協議会・全国女性団体連絡協議会・日本労働組合総連合会・日本青年会議所・東京糧食会・千島齒舞諸島居住者連盟・北方領土復帰期成同盟・自衛隊家族会)
- ・地方六団体
(全国知事会 全国都道府県議会議長会 全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会 全国町村議会議長会)
- ・内閣府

大会実行委員会事務局

〒11310034

東京都文京区湯島二丁目二十六番八号

エリートイン東京二〇一号室

電話 〇三五八四六二九二一

FAX 〇三三八三四一四一五〇

お手数ですが、お申し込みは十月二十日(土)までには、接請の程お願ひ申し上げます。

◎ご参加に関するお願い

- ・本状は封書と共に受付にて持参願います。※案内状のこじりでは入場できません。
- ・会場入り口にて、身分証明書の提示をお願いすることがあります。
- ・会場内に缶・ペットボトルなどのお飲み物の持込はできません。また、食事もお取りいただけませんので、あらかじめ御承知お願います。なお、飲料水は自由に用意してあります。
- ・大会の様子は、インターネットで配信いたします。

◎駐車場スペースはありません。

令和6年北方領土返還要求全国大会（2月7日）

次 第

- 10:00 開 場
- 11:00 前大会の様子
- 11:30 開 会
○北方領土をご紹介します
○挨拶
・大会実行委員長
・内閣総理大臣
・外務大臣
○北方四島の返還を求める
・運動団体代表・元島民・他
○北方領土の日に寄せて
・北方対策担当大臣
○アピール
- 12:40 閉 会
- 12:45 アニメーション「エトピリカ～想いを紡ぐ鳥～」

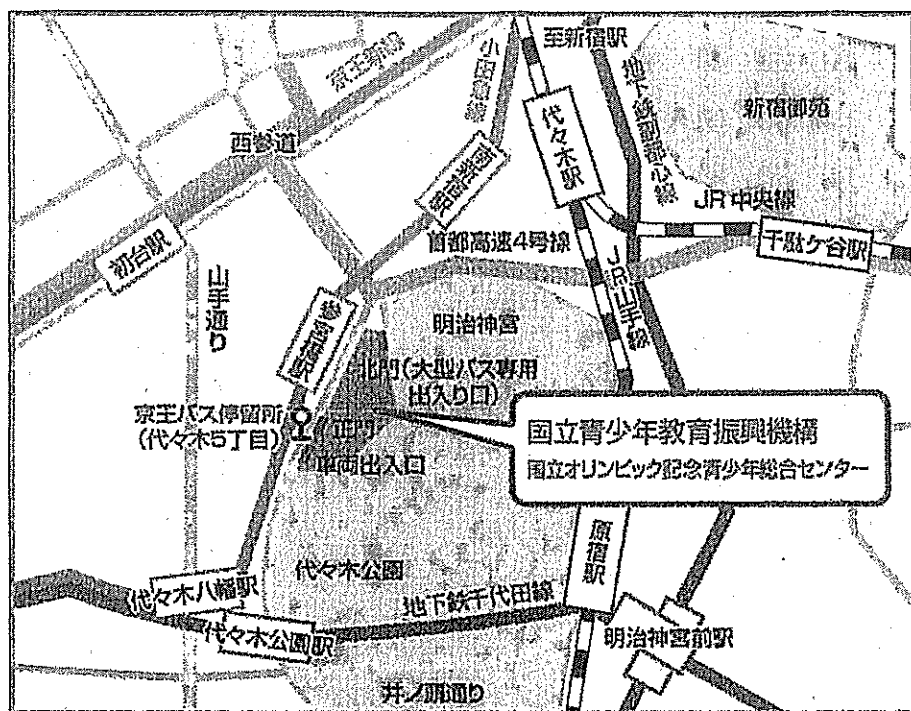
※都合により内容の一部が変更となる場合があります

※当日は11:00よりインターネットで配信いたします。大会が近くなりましたら内閣府北方対策本部、独立行政法人北方領土問題対策協会のWEBサイトをご覧ください。

—全国大会実行委員会構成団体—

- ◎北方領土返還要求運動連絡協議会幹事団体 日本青年団協議会・連合・全国女性団体連絡協議会・千島歯舞諸島居住者連盟・東京根室会・自衛隊家族会・日本青年会議所・北方領土復帰期成同盟
- ◎地方六団体 全国知事会・全国都道府県議会議長会・全国市長会・全国市議会議長会・全国町村会・全国町村議会議長会
- ◎内閣府
- ◎北方領土返還要求運動連絡協議会構成団体 安全保障問題研究会・小笠原協会・沖縄協会・各種女性団体連合・北の海の動物センター・銅路建親会・自由民主党東京都連学生部・神道政治連盟・神道青年全国協議会・神社本庁・全国氏子青年協議会・全国漁協婦人部連絡協議会・全国高等学校校長協会・全国公民館連合会・全国商工会連合会・全国生活衛生同業組合中央会・全国郵便局長会・全日本中学校長会・全国防衛協会連合会・全国連合小学校長会・全国若手市議会議員の会OB会・隊友会・大日本水産会・東京母の会連合会・独立行政法人北方領土問題対策協会・日本遺族会・日本郷友連盟・日本私立中学高等学校連合会・日本新聞協会・日本青年協会・日本青年協議会・日本青年国際交流機構・日本放送協会・日本ユネスコ協会連盟・日本PTA全国協議会・根室管内ふるさと会連合会・仏所護念会教団・北海道漁業協同組合連合会東京支店・北海道倶楽部・北海道信用漁業協同組合連合会・北海道水産会・北海道総務部北方領土対策本部・北方研究センター・北方四島自然協議会・北方領土返還要求宮城県民会議・北方領土勉強会・モラロジー道德教育財団・若い根っこの会・早稲田大学購志会

会場図



- 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 ホール
- 住所 東京都渋谷区代々木神園町3-1
- 電話 03-3469-2525
- 交通機関 小田急線 参宮橋駅より徒歩約10分
千代田線 代々木公園駅より徒歩約15分(代々木公園方面4番出口)
京王バス 代々木5丁目停留所より徒歩約1分(宿51系統、050系統)

参加に当たってのご案内

- 会場には駐車場のスペースがございませんので、車でのご来場はご遠慮願います。
- 会場内に缶・ペットボトルなどのお飲み物の持込はできません。また、食事もお取りいただけませんので、あらかじめご承知おきます。なお、飲料水はロビーにご用意してあります。
- 会場内には40cm×30cm×15cmを超える手荷物の持込はできません。手荷物の持参は最小限としていただきますようお願いいたします。
- ご入場に当たり、金属探知検査・手荷物検査を行いますのでご協力ください。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 若林かずみ

年 月 日	令和6年2月26日他				
表題と発行部数	会派レポート vol.1				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	主に新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	会派レポートのためすべて政務活動				
内容	自由民主党・無所属の会会派としての県政報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	新聞折込	読宣	76,725 円	22,500 部×@3.1×消 費税	47
	B4 チラシ印 刷費	池田出版 印刷社	113,520 円	16,000 部×@6.45×消 費税	54
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440 円		54
		合計 190,685 円 ※100%充当			
備考	添付資料：広報誌「会派レポート vol.1」				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会

Vol.01

奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会
〒630-8501奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内
TEL.0742-27-8952

昨年4月の地方統一選挙を経て、奈良県議会の構成も大きく変わり、我々22人は自由民主党・無所属の会を結成いたしました。知事に迎合することなく、是々非々の姿勢で対峙できる会派として、奈良県政の発展に向けて県民目線で、より良い政策を提案してまいります。

令和5年度予算執行査定について

山下知事は就任直後の令和5年6月12日、今年度の予算のうち大規模広域防災拠点の整備などを含む29の事業について、全部または一部の執行を取りやめることを発表しました。このことにより将来的に4,730億円を削減できる見通しとのことです。

執行を中止した各事業は本当に必要ないものなのでしょうか。どのような根拠により中止の判断に至ったのでしょうか。事業を実施しないことによりどのような問題が残されるのでしょうか。また、その問題への対応をどのように行うのでしょうか。中止により奈良県の財政負担はいくら軽減され、他事業に当てることができるのでしょうか。(例えば、今年度削減分の73.5億円のうち奈良県負担額は35.7億円です。また、大規模広域防災拠点については国が

事業費の7割を負担することとなります。)このような疑問に対する答えがないままに事業の中止を受入れることはできません。執行を取りやめるとされた各事業は、いずれも選挙前の3月に議会の審議を経て予算執行が認められたものばかりです。選挙を経て知事が代わり、政策の方針が変わったからと、議会の審査を経ずに簡単に予算執行を停止してしまっているのでしょうか。本来ならば減額補正予算を議会に諮り、議会の熟議を経て判断するべきではないでしょうか。このような考えのもと、我々は6月以降の定例議会に臨んでまいりました。今後とも我々の取組みも含め、奈良県政の動きを注視して頂きますようよろしくお願いいたします。

奈良県の防災体制は大丈夫か？

五條市に計画されていた大規模防災拠点の整備事業は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、奈良県中南部だけでなく、紀伊半島全体の防災体制の強化を目的としたものです。

山下知事は既存の広域防災拠点や学校等の地域の施設、さらには県外の空港を活用することにより、大規模災害への対応が可能との判断により事業を中止しました。

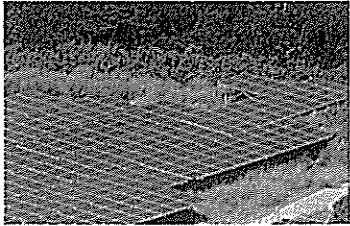
国が平成 26年 3月に策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」では、都道府県が自衛隊等の集結拠点、SCUを有する医療拠点、物資の輸送拠点となる広域防災拠点を確保することとなっています。奈良県の広域防災拠点は 9箇所あるものの、各拠点施設の機能が十分なものが疑問があります。

1月1日に起こった能登半島地震の被災状況を踏まえれば、現状のままでは奈良県の防災体制は不十分であり、特に県南部の防災機能の強化に向けた新たな広域防災拠点の整備が必要であると考えます。そこで、早急に県の防災体制を検証し、不足する機能や施設を明らかにし、現行の広域防災拠点の整備計画を必要に応じて見直すとともに、奈良県地域防災計画に位置づけつつブラッシュアップするよう求めてまいります。

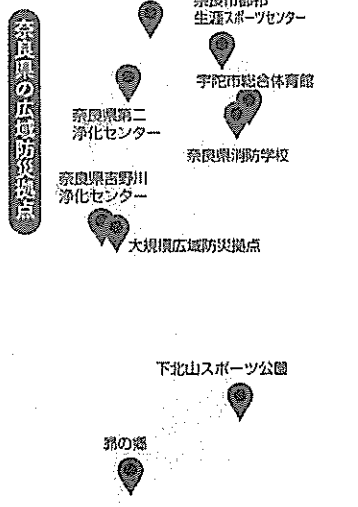
1月 24日に突如、事業計画区域内にメガソーラーの設置が発表され、用地確保に協力した地元からは憤りの声が上がっています。



▲会派のメンバーで現地視察を行いました。



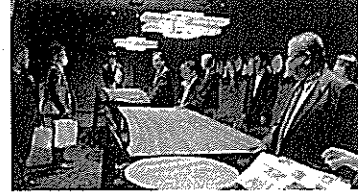
▲メガソーラー ※イメージです



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設は確保できるのか？

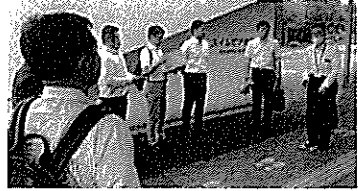
令和 13年に奈良県において国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。当大会開催に向けて現在、橿原市での陸上競技場、アリーナの建設、田原本町での球技場の建設、川西町でのテニスコートの建設などが計画されていましたが、山下知事はこれらの事業を中止。基本的には新たな施設は整備せず、既存施設の改修により対応する、対応できない部分は他府県に協力を求めるという方針を打ち出されました。しかし、県内のスポーツ施設については、前回の国民体育祭(わかさ国体)に向けて建設された施設

が多く、老朽化が進んでいるとともに、バリアフリー化ができていない、冷暖房設備がないなど時代ニーズに合わない施設も多いのが現状です。国民スポーツ大会をスポーツ振興の契機とすることが重要であり、特に大会開催に合わせてスポーツ施設の更新・整備を行い、スポーツ環境を質・量ともに向上することが期待されることです。我々は引き続き、将来のアスリートのための投資を惜しまないという姿勢で、令和 13年までに奈良県のスポーツ環境をレベルアップすることを求めてまいります。



▲常任委員会で令和 6年第 1回国スポ大会で使用される SAGA アリーナ(佐賀県)の視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想も中止！取得済みの事業用地をどうする？



▲会派で大和平野中央田園都市構想の現地視察を行いました。

大和平野中央田園都市構想は、三宅町、川西町、田原本町の 3町において、産業力強化、雇用創出、健康増進などを目的とした、工科大学の建設、スポーツ施設の建設などを含む構想です。これまで有識者の意見を取入れながら、地元と連携・協力して議論を積み上げて構想を取りまとめるとともに、用地取得を進めてきました。山下知事は、新たな大学の設置事業、及びスポーツ施設の建設事業を中止しました。いずれも構想の中心となる事業であり、3町の今後のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。

知事が代わると政策の方向性が変わることは否定しませんが、市町村と連携して進める場合、選挙の都度、抜本的な方針変更があるようでは、長期的な視点に立ったまちづくりはできません。今般、田原本町内の用地に自動車免許センターを移転する方向性が示されたところですが、今後とも、三宅町、川西町の取得済みの用地について、協力された地権者の想いも含め、地元の意見を十分に伺いながら、県の取組を質し、より良い事業を提案してまいります。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 若林かずみ					
年 月 日	令和6年3月13日他				
表題と発行部数	なら県政ナビ3月号 43,000部				
対象者	主に北葛城郡				
配布方法	郵送・新聞折り込み				
発行目的	県議会での取り組みを周知し、県民の意見を募集するため				
按分率の説明	名前(大きく表記されているもの)と顔写真等の用紙に対しての割合で計算 按分率 94.9%				
内容	県議会本会議、委員会での質疑についての報告等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	広報誌郵送代	日本郵便 株式会社	125,072円	@94×346通 @68×1,361通	53
	B3チラシ印刷・外六つ折りクロス二つ折り加工	明洋社	55,000円	2,000枚×@25×消費税	57
	B3チラシ印刷・二つ折り加工B4仕上がり	明洋社	136,125円	22,500枚×@5.5×消費税	57
	デザイン・構成費	明洋社	132,000円	4面×@30,000×消費税	57
	新聞折込	明洋社	111,375円	22,500枚×@4.5×消費税	57
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440円		57
	Mint3月23日号 チラシ配布料	ポストコ ミュニケ ーション 株式会社	96,518円	18,280枚×@4.8×消費税	58
	B3のB4仕上げチラシ印刷費	ポストコ ミュニケ ーション 株式会社	177,045円	18,500枚×@8.7×消費税	58
	振込手数料	奈良中央 信用金庫	440円		58
	合計 834,015円 94.9%充当 791,479円				
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。



なら「県政」ナビ

奈良県議会議員

若林 かずみ



■ 山下知事初の当初予算審査始まる！

予算審査特別委員会に委員として入ります！
予算審査特別委員会は、3月12日～19日。
最終日3月19日（火）の総括質疑では、山下知事に
直接問い質します！

奈良県議会2月定例会が2月26日（月）に開会。
山下新知事となって初めての当初予算が審査される重要な議会です。
ライブ中継されていますので、是非、ご覧下さい。



ライブ中継 ▲

■ 新西和医療センター移転候補地に民意は反映されているか？

昨年（令和5年）12月1日に、奈良県知事から、新西和医療センターの移
転候補地はJR法隆寺駅南側に決定したとの発表がありました。
県による比較検討結果については右記QRから資料をご参照下さい。
さて、比較検討結果をご覧になって、ご納得いただけるでしょうか？一見、
詳細に検討されているように見えますが、細かく見ていくと、疑問に感じる
点がいくつも見受けられます。具体的な内容については、2月定例会の中
で説明させていただきますが、このような判断に地元住民の声が反映さ
れていると言えるのでしょうか。



比較検討結果 ▲



山下知事は、就任直後の予算執行査定において、「西和医療センターの移
転・再整備については、JR王寺駅南側に加え、他の候補地も含めて、費用
対効果を比較・検討し、関係者と協議の上、方針を決定していく。このため、
令和5年度は、適地の再検討の実施も含めた検討経費のみを執行し、JR
王寺駅南側の用地取得に直接つながらるアクセス機能確保検討業務や補
償調査業務等の経費は執行を中止する」とされました。

その後、7月12日に西和7町の町長との意見交換を行い、知事から、見
直しの経緯を説明するとともに、移転・再整備の候補地となり得る条件を
示した上、各町に対し、その条件に該当する土地の情報提供を依頼されま
した。これに対し、4町から合計8ヶ所の土地の情報提供がありました。

9月定例会において、私から一般質問において、知事に対して「JR王寺駅
前を含めた9候補地について、どのように比較検討していくのか」について
質問させていただいたところ、「24項目の比較項目を検討し、移転候補地
を決めて、早ければ12月議会には報告したい」ということでした。そして、

9月の予算審査特別委員会の部局審査において、この24項目について
質問したところ「24項目の比較項目というのは、まだ決定ではなく、まだ
精査が必要」とのことでした。

そこで、9月の予算審査特別委員会総括質疑において、山下知事に「比較
項目を早期に決定の上、できるだけ早い段階で西和7町に説明してい
ただきたいが、今後、どのように進めていかれるのか」と質問したところ、山下
知事は、「西和7町には比較項目を事前に示さない」「移転候補地は県が
決める」とのことでした。そして、結局、7月の西和7町の首長に対する意
見交換の後、一度も、県から西和7町への情報提供がないまま、12月1
日、山下知事は、西和7町の首長に対し、新西和医療センターの移転候補
地はJR法隆寺駅南側に決定した旨を一方向的に通告しました。このように、
地元の首長に対する丁寧な説明、協議がないままの決定は、地元住民の
声が反映されていると言えるでしょうか？

■ 新西和医療センター機能拡充は？

9月定例会において、私から一般質問及び予算審査特別委員会部局審査
において、「新西和医療センターの機能として、①産科の分娩機能の確保、
②小児二次救急の常設化、③地域包括ケアシステムの推進を要望する住
民の声があるが、現西和医療センターでの分娩機能の復活も含め、県とし
てのお考え」を伺いました。これに対する県の回答は次のようなものでし
た。「『①周産期医療体制』については、近畿大学奈良病院の分娩機能休
止の正式発表（令和5年7月）の前から、医療関係者等と議論を重ね、県と
しても、地域における各分娩医療機関の状況や地域における分娩数を検
証した結果、現時点において、西和医療圏の周産期医療提供に特段の支
障はないとの考えに至った。それゆえ、「整備基本構想」に基づき、西和医
療センターと県総合医療センターとの一体的運営を新西和医療センター
整備後においても、引き続き維持する考えである。次に、『②小児二次救急
』については、西和7町において、小児二次救急や小児入院医療に対応で

きる病院は、西和医療センターのみという状況を踏まえ、西和医療センタ
ーが小児科の医療需要に対応する役割を担う必要があり、引き続き「小
児二次輪番病院」として運用する考えである。最後に、『③地域包括ケアシ
ステム』に関しては、今後、高齢化が急速に進行し、医療と介護ニーズの
増加が見込まれる中、高齢者等を支える地域ネットワークの整備を進め
ていくことは重要である。それゆえ、西和医療センターとして、地域との連
携を強化し、在宅医療など地域包括ケアシステムを支える後方支援機能
を充実していく考えである。」

このような県の回答に対して、令和5年12月25日に、「新西和医療センタ
ー整備基本計画」において上記3機能は反映していただきたい事項であ
る旨、西和7町の町長からの要望書と西和7町の町議会からの意見書を
山下知事に対して提出されました。上記3機能の拡充の可能性について
は、引き続き、県と議論を深めてまいります。

五條市防災拠点にメガソーラー設置？県民の命を守れるのか？

五條市の大規模防災拠点については、西和医療センター移転候補地などと同様に、山下知事就任直後の予算執行査定により執行が停止。この事業については、奈良県議会各定例会において論戦が繰り広げられました。県としての明確な方針が出ないまま年明けとなりましたが、令和6年1月24日より、五條市県有地の活用についての山下知事による記者会見がありました。

まず、防災機能の強化のため、新たに、1ha（ヘクタール）の防災ヘリポート、備蓄倉庫、進入路等を整備。まずは、非常用電源の運搬のために活用。これ以外にどのような防災機能を持たせるのかについては、広域的な受援体制の中で具体化されるとのことでした。「広域的な受援体制」とは、全国からの応援の受け入れです。ただ、その他に、25ha以上のメガソーラー、残りの30haはそのまま保全するとのことでした。

とすれば、ヘリポートと備蓄倉庫、進入路以外の機能を持った場所を五條市の防災拠点のどこに確保できるのでしょうか。まず、五條市の防災拠点にどのような機能を持たせるかどうかを具体化するべきではないのでしょうか。山下知事は、県立橿原公園を中核的防災拠点とするとのことでしたが、これで県南部の防災体制として十分と言えるのでしょうか。先日の山下知事の記者会見によれば、五條市の防災拠点には部隊がキャンプするスペースがありません。今の計画ですと、県立橿原公園にいったん全国からの支援を受け入れて、そこから南部へ陸路か空路で運ぶこととなりますが、陸路が寸断されれば空路しかない。平成23年の紀伊半島大水害の時は、陸路では被災地まで入るのが困難であったと聞いています。県南部は災害が多いことを考えると、やはり五條市の防災拠点には、空路で対応でき

る場所を広く確保する必要があると思います(滑走路の是非は議論の余地あり)。しかし先日の山下知事が記者会見で説明された計画では、それを実現することは難しいのではないのでしょうか。これでは、奈良県南部の皆さんの命を守れるとは言えないのではないのでしょうか。

2月19日には、五條市シダーアリーナにおいて、五條市の県有地の活用に関する地元説明会が山下知事出席の上、実施され、私も現地にて傍聴させていただきました。説明会冒頭、県への要望書を先に読み上げたい住民側と予定通りに進めたい県側との小競り合いがあり、住民側の不満がさらに高まった状態で、山下知事による事業の説明が始まりました。五條市の地元住民の皆さんとしては、防災拠点をつくるために県に土地を提供したのに、防災施設ではなくメガソーラーが設置されることになったため、地元住民の意思を無視した計画に反対されているわけですが、メガソーラーに関する説明はわずかしかなかったことも火に油を注いでいるという印象でした。山下知事による説明の後、質疑がありましたが、まだ十分に質疑応答ができていないにも関わらず、説明会は強制終了。これでは、地元住民の理解を得たとは到底言えないと思います。西和医療センターの移転候補地の決め方にしても、地元の意思を軽視する山下知事の政治姿勢は、こういったところにも表れているのではないのでしょうか。また、五條市の防災拠点については、草刈などの維持管理費が毎年約1億5千万円かかります。これこそが無駄なのではないのでしょうか。

総合防災特別委員会 ▶



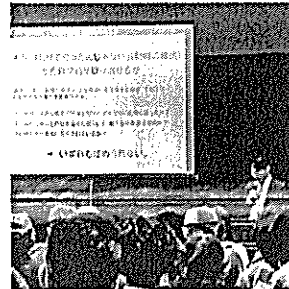
五條市地元説明会 (Youtube) ▶



メガソーラーイメージ図



地元説明会の様子①



地元説明会の様子②



地元説明会の様子③

山下知事が発表した高校教育の実質無償化って、どんな制度？

令和5年10月18日、山下知事が定例記者会見において、令和6年度以降の高等学校授業料等の支援についての発表がありました。従来から、奈良県では、国による高等学校等就学支援金制度に上乗せして、奈良県独自の就学支援金

制度が定められていましたが、この県独自の就学支援金制度を拡充するものです。そこで、この制度に関して、12月定例会の文教くらし委員会において質問しました。



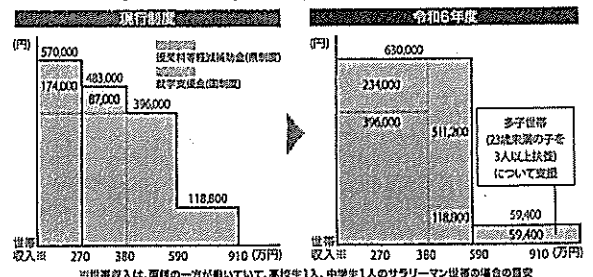
12月定例会
文教くらし委員会

令和6年度以降の高等学校授業料等への支援

奈良県で育つ子どもたちが、ご家庭の経済的状況にかかわらず、自らが希望する進路を選択できるよう、令和6年度から、高等学校授業料等の実質的な無償化をスタートします。

- 対象校 県内の①私立高等学校(※1)、2国公立高等学校・高等専門学校(1-3年生)、3私立専修学校(高等課程(3年制))
- 対象世帯 県内に保護者が在住している世帯 (※1)高専附属高校については、県内に設置された県の認可校に限る
- 支援額 私立高校等(①、③) 世帯収入(※2)910万円未満の世帯 国の就学支援金と合わせ、最大63万円(通債制は32万1,000円)
世帯収入(※2)910万円以上の多子世帯(※2) 最大5万9,400円
国公立高校等(②) 世帯収入(※2)910万円未満の世帯 国の就学支援金により支援
世帯収入(※2)910万円以上の多子世帯(※2) 最大5万9,400円 (※2)23歳未満の子を3人以上扶養する世帯
- 開始時期 令和6年度から、全学年に制度を適用
- その他 私立高等学校等の標準授業料を県が設定する、いわゆる「キャップ制」は導入しない。
→引き続き、制度の詳細を詰めていく作業を行い、令和6年度予算案に必要額を計上する予定。

【制度のイメージ(私立高校(全日制・定時制)の場合)】



ピックアップ質問 文教くらし委員会での担当課との質疑応答をピックアップします。全ての質疑応答の様子は、QRコードから録画をご覧ください。

若林かずみ:この事業は県の単独事業とっていますが、その財源の捻出方法を教えてください。

担当課:予算執行査定により大型公共事業を中止したことにより、年度末に基金の積み立てをする必要がなくなりました。これが年平均で約26~27億円あることから、継続的に実施できると考えています。

若林かずみ:今年度は、大型公共事業を大幅に中止しましたので、今年度は例年より余剰が出るのではないのか、これまで毎年、26~27億円を基金として積み立てていたものを今後積み立てていなくてもいいのでしょうか。

担当課:今後、基金を積み立てなくても良いのかという点については、財

政当局の判断かと思えます。

若林かずみ:先日の斎藤議員の一般質問で、知事からの答弁では、「大型公共事業を中止したので年間26億から27億円の余剰ができた」とのことでした。そして、「今までは基金に積み立てていたお金を教育無償化と県道リフレッシュ事業に使う」ということでした。ただ、これまで、大体、26億から27億の積立が毎年できていたというのであれば、今年度、大型公共事業をあれだけ多く中止されたのであれば、もっと余剰がでるのではないかと思います。知事も教育無償化が一丁目一番地というのであれば、奈良県の私立については所得制限なしで実質無償化にしていきたいところですが、この制度が一度スタートすれば、固定費になりますので、今

後10年20年と継続できるのか、財政的な見込みについての資料を出していただきますよう、要望しておきます。

若林かずみ:次に、令和6年度以降で予定されている制度案は、世帯収入が910万以上の場合、「23歳未満の子を3人以上扶養する世帯」のみが支援対象となっていますが、これですと、例えば、3人兄弟で、一番上が23歳以上になったら、支援対象から外れてしまいます。この制度の目的を教えてください。

担当課:年収の目安が910万円以上の世帯におきましても、23歳未満のお子さんを3人以上扶養されているということになりますと、一方で子育て、学費などの負担も重いと考えたためでございます。

若林かずみ:この23歳未満の制限を課した場合と、課さない場合とで必要な財源はどれくらい異なるか試算されていますか？

担当課:今、手元に数字がございませんので、必要になりましたら、後ほど試算してご提供したいと思います(委員会終了後確認したところ、約2億円とのことでした。)

若林かずみ:実際に扶養している方が何人かということで、そのご家庭の経済的負担を軽減するという目的だと思いますが、おそらく23歳未満の制限を課した場合と課さない場合と、全体から見たら、数は多くはないのかなと思っています。世帯年収910万円以上の方は税金も多く払っていらっしゃるし、少子化対策として考えたら、制限を課さずに、多産の世帯には支援すべきではないではないか、と私は、思いますので、意見としてお伝えしておきます。

最後に、県外の高校に通学する生徒の数は何人くらいでしょうか。

担当課:県内在住で県外の私立高校に通学する生徒については、近畿2府4県の聞き取りにより把握している範囲ではありますが、現在、全日制、定時制私立高校で約4,700人と承知しています。

若林かずみ:4,700人のうち、その多くが大阪私学に通っているかと思えます。知事のお話によると、現在は、大阪府の制度を奈良県の大半の私立高校を受け入れていないこととのバランスを考えて、大阪私学に通学する奈良県在住の生徒への支援はしないということですが、今後、大阪府の制度を奈良県の私立高校が受け入れることになった場合には、奈良県としても大阪私学に通う生徒への支援も検討するのでしょうか。県の考え方を教えてください。

担当課:大阪府の制度を受け入れる奈良県の私立高校が拡大した場合に県外への支援も考えるのかというご質問ですが、現状におきましては、大阪府の無償化制度を受け入れる学校は少数であると。報道では2校となっていますが、こちらにつきましても、県の財政状況を踏まえつつ、他府県の動向も注視してまいりたいと考えております。

若林かずみ:県外の私立に通う生徒への支援については、大阪私学に通う生徒の親御さんから私自身も支援のご要望を伺っているところですが、ただ、これについては、県の財政状況もありますし、私としては「まず国が考えるべき課題ではないか」と考えています。(県外高校に通う生徒への支援を含め)奈良県の支援制度の拡充についても、引き続き議論してまいりたいと思いますので、宜しくお願いたします。それでは、本日の私からの質問はこれで終わらせていただきます。

若林かずみからのコメント

12月の文教くらし委員会の後、複数の大阪府の教育関係者に会って、高校教育無償化についてのお話を伺いました。

今回の令和6年度以降の高等学校授業料等の支援制度ですが、大阪府の制度と大きく違う点は、①私学助成金を減らして無償化制度に振り替えるような制度ではなく、②キャップ制(自治体による補助上限額を超える授業料については私立高校が負担する制度)は採用しない(補助上限額を超える授業料は保護者負担)ことにあります。その点で、奈良県の制度は、私立高校の経営への不当な介入とはならないと思われれます。

一方で、私立高校への支援制度拡充と同時に県立高校の整備も進めていくことが重要となります。山下知事が今回の支援制度を記者発表した際に、同時に、「県立高校トイレピッカピカ5ヶ年計画」が発表されました。現在、県立高校の96%のトイレは改善の必要があるところ、5年間で、県立高校のトイレの全てを洋式化・乾式化するものです。今後も、県立高校の施設整備や魅力的な学校づくりを進めていかなければなら

ないと思います。

また、大阪府では、3年連続で定員割れをした府立高校は廃校にすることが条例化されています。これにより近くの府立高校がなくなってしまうたり、不登校の子供達の受け皿となっていたような学校が廃校となってしまったという現象が起きたようです。ですので、私立高校への支援制度が拡充されることによって、県立高校が安易に廃校されるような事態を食い止めることが必要であると思えます。

今回、知事によって示された高等学校授業料等の支援制度は、大阪府の制度のような問題もないことから、県の財源が継続的に確保できるようであれば、支援を受けられる世帯にとっては有難い制度であると思えます。ただ、世帯年収910万円以上になると支援が大幅に減少することや県外高校へ通学する世帯への県の支援がないことによる不公平感があることの是正、補助上限額の設定など、制度設計については、まだまだ議論の余地があると思えますので、議論を深めてまいりたいと思えます。

奈良県監査委員のお仕事って？

令和5年5月25日、県監査委員に任命されました(1年任期)。

監査委員は、識見監査委員2名と議員選出監査委員2名の4名で構成されています。

監査委員の普段の仕事は、奈良県庁内の委員監査室において行われます。基本的な仕事の流れとしては、まず、監査事務局が事前に各部局に予備監査に入ったときの報告を受けます。その後、部局ごとに30分刻みで、入れ替わり立ち替わりという感じで委員監査(定期監査)が実施されます。その際に、各監査委員が気になる点を質問し、最後に、代表監査が監査結果について各部局に伝えます。基本的には、この繰り返しです。ただ、出先機関もあります。出先機関の監査については、従前は全て出向していたところ、令和5監査年度より、オンライン監査が導入され、県庁の委員監査室と出先機関をオンラインで繋いで委員監査が実施されることも多くなりました。とはいえ、出先機関を現地視察した方が良いと判断された場合には、出先機関に出向いて委員監査が実施されます。

議会の会期中には、委員監査はあまり実施されませんが、例えば、10月の決算委員会前の7月や8月には、週に3日から4日、終日委員監査が実施されることもありました。

監査委員になった当初は、委員監査が始まる直前に監査資料をボンと渡されて「さあ、何かご意見ありませんか?」という流れに驚きました。今までの議員選出の監査委員の先生方はこれに対応できていたようですが、流石に一年生議員の一年目での監査委員のため、なんとかならないか監査事務局に相談したところ、監査資料のデータが入ったパソコンを自宅に持ち帰って、事前に資料を拜見できるように手続きをさせていただくことができました。監査委員としての任期もあと数か月これからはしっかりと勤めてまいります。

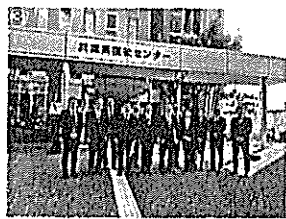
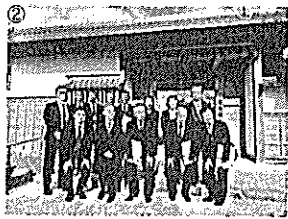
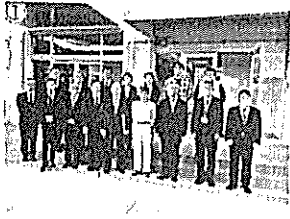


1/29 奈良県立医科大学新キャンパス工事現場視察



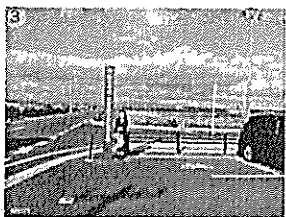
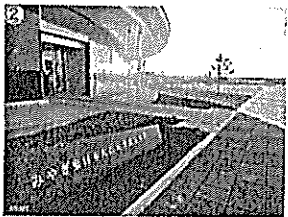
12/5 奈良県コンベンションセンター視察

日々是好日



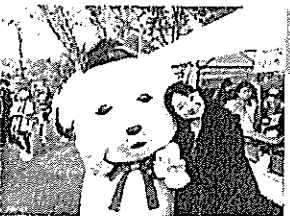
11/14から15日 徳島県阿南高等学校の視察

- ① 11/14 徳島県阿南光高等学校を視察
- ② 11/15 兵庫県立兵庫津ミュージアムを現地視察
- ③ 11/15 兵庫県福祉センターにて
ヤングケアラーや若者ケアラー相談窓口や
配色支援モデル事業についてレクを受けました。



11/17から19日 日台交流サミット in 仙台での視察

- ① 11/18 日台交流サミット in 仙台に
日華親善奈良県議会議員連盟の一員として出席。
- ② 11/18 みやぎ東日本大震災津波伝承館を現地視察
- ③ 11/19 震災遺構 仙台市荒浜地区住宅基礎を現地視察



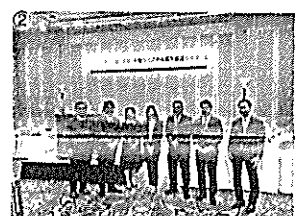
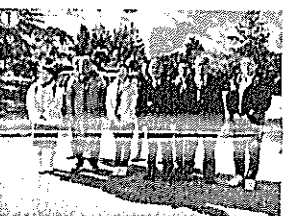
11/25
王寺町福祉まつりに
ご招待いただきました
(王寺町文化福祉センター)



11/28
奈良の鹿愛護会
「鹿苑」を視察

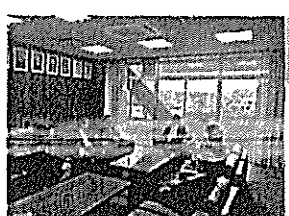


12/13
新唐人テレビによる
取材を受けました。



12/18 五條市防災拠点現地視察
(総合防災対策特別委員会による県内視察)

12/18 令和5年度 三重・奈良・大阪
リニア中央新幹線建設促進大会
(於:ホテル日航奈良 飛天の間)



折々に北葛城郡4町の
町長と意見交換

1/4
王寺町三役を
王寺町議会三役の
皆さんとともに
表敬訪問



2/5～2/6 自由民主党・無所属の会による東京研修

- ① ② 2/5～2/6 自由民主党・無所属の会による東京研修
総務省、国土交通省、文化庁の各担当者からレクを受けました。
その合間に奈良県選出の国会議員の先生方を訪問し、意見交換しました。
(①は、経済安全保障担当大臣 高市早苗先生を訪問したときの写真)



2/7 令和6年北方領土返還要求全国大会

- ① 2/7
令和6年北方領土返還要求全国大会
(於:国立オリンピック記念
青少年総合センター大ホール)
- ② 2/8
北方領土返還要求運動奈良県民会議
第38回県民大会
(於:奈良県コンベンションセンター天平ホール)



2/11 廣瀬神社砂かけ祭

地元河合町の招かりにも
ご招待いただきました。

毎日、ドタバタしながら活動している様子は、SNSで随時発信しています。是非、覗きにきて下さい！
SNSやHPなどにメッセージを入れていただくと励みになります！宜しくお願い致します！

プロフィール

若林かずみ(本名)。1967年4月29日王寺町生まれ。北葛城郡王寺町在住。O型。

奈良県議会議員(自由民主党・無所属の会)、奈良県監査委員、奈良県議会文教くらし委員会委員、奈良県議会総合防災対策特別委員会委員、特定行政書士、申請取次行政書士、ファイナンシャルプランナー、防災士、JUIDA認定無人航空機操縦士・安全運航管理者、奈良県行政書士会副会長、奈良県行政書士政治連盟幹事長、自由民主党奈良県選出議員調査会副会長、元王寺町議会議員、奈良県立奈良高等学校卒、同志社大学法学部法律学科卒、同志社大学大学院司法研究科卒(専門職・法務博士)。

事務所住所 奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目20番2号 TEL:080-4766-0358

各種 SNS・HP はコチラ！



業務委託契約書

若林かずみ（以下、「甲」とする）と [REDACTED]（以下、「乙」とする）とは、甲の乙に対する業務委託に関し以下の通り契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（業務の内容）

- 一、 甲は乙に対して、以下に定める政務活動のための業務（以下、「本業務」とする）を委託し、乙はこれを受託する。
 - ①甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - ②甲が指定するデータ入力・管理する業務
 - ③甲が指定する書類作成・管理する業務
 - ④甲が指定する場所等においてカメラマンとして随行・撮影する業務
 - ⑤その他、甲乙協議の上決定された業務
- 二、 甲または乙は、必要があるときは業務委託の内容、実施方法の変更および追加等を甲乙協議の上、行うことができるものとする。

第3条（業務の遂行）

乙は甲と緊密に連絡を取り、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

第4条（再委託）

乙は甲に事前通告なしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（業務委託料および支払い方法）

- 一、 甲は委託業務に係る業務委託料を乙に対し委託料として 月額 69,300 円（税込）支払うものとする。
- 二、 第一項の業務委託料を甲は乙が指定する金融機関の口座に月末に振込、または現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（資料などの貸与・保管・返却・廃棄）

- 一、 甲は委託業務の遂行上必要な資料等（以下、「資料等」とする）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。
- 二、 乙は甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
- 三、 乙は甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとする。
- 四、 乙は甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。ただし、その際の費用は甲の負担とする。

第7条（秘密保持）

- 一、 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。
- 二、 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。
- 三、 甲および乙は本業務で作成した文書等を互いの承認なしに流用してはならない。

第8条 (事故処理)

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

第9条 (不可抗力)

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条 (解約)

- 一、甲および乙は本契約期間中であっても、1か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
- 二、前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

第11条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- 三、この契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為しないこと。これら行為をした場合には、何等の催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第12条 (契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

2023年 11月 1日

甲 (委託者)

住所
氏名

岩村 ありあ

乙 (受託者)

住所
氏名